

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年9月15日（火）午前10時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	時 任 英 寛 君	副委員長	宮 本 明 彦 君
委員	徳 田 修 和 君	委員	中 村 満 雄 君
委員	植 山 利 博 君	委員	今 吉 歳 晴 君
委員	蔵 原 勇 君	委員	宮内 博 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

な し

4. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

生活環境部長	小 野 博 生 君	環境衛生課長	中 馬 吉 和 君
環境保全G長	松 元 政 和 君	衛生施設課長	梅 北 悟 君
市民課長	造 免 秋 子 君	施設整備G長	楠 元 聡 君
窓口G長	佐 多 一 郎 君	人権擁護推進G長	徳 永 浩 之 君
環境保全G主査	山 本 秀 一 君	施設整備G主査	四 元 一 実 君
保健福祉部長	花 堂 誠 君	健康増進課長	林 康 治 君
長寿・障害福祉課長	小 松 太 君	すこやか保健センター所長	早 渕 秀 子 君
保健福祉政策課長	徳 田 忍 君	健康づくり推進室長	住 吉 謙 治 君
すこやか保健センター副所長	東 眞 弓 君	健康増進課課長補佐	島 木 真利子 君
長寿・障害福祉課主幹	森 裕 之 君	長寿・介護Gサブリーダー	久木田 勇 君
長寿・介護G主査	池 田 一 則 君		

5. 委員外議員の出席は次のとおりである。

な し

6. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

な し

7. 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

な し

8. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 藤 本 陽 子 君

9. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第60号 霧島市印鑑条例の一部改正について

議案第74号 和解することについて

市の宣言の見直しについて

キリシマツツジの現状と課題について

医療費抑制，健康増進へ向けて，今後の保健事業の拡充及び地域包括ケアシステムの構築について

10. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午前10時00分」

○委員長（時任英寛君）

それでは，ただいまから環境福祉常任委員会を開会いたします。本日は去る9月8日の本会議において，本委員会に付託されました議案2件と議員と語り合いの所管事務調査を行いたいと思います。本日の会議はお手元に配布しました次第書のとおり進めてまいりたいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。それでは早速審査に入ります。まず，議案第74号，和解することについてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（小野博生君）

議案第74号「和解することについて」の御説明を致します。本案は，本年3月に霧島市敷根清掃センターの東側に位置する本市所有の山林において，立木が無断で伐採されたことに関し，伐採した相手方と損害賠償の内容に関し協議が整ったため，和解しようとするものであり，和解することについて，地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき，議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては，衛生施設課長が御説明申し上げますので，よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

議案第74号，和解することについて御説明いたします。和解の相手方は，鹿児島県志布志市志布志町志布志1194番地5，有限会社大野産業，代表取締役大野真一であります。被害の内容は，本市所有の「霧島市国分敷根字羽堂山2256番2」の立木が無断で伐採されたものであり，伐採された面積は513㎡であります。和解の内容は，1，相手方は，本市に対して20万4,700円を支払うものとする。2，本市及び相手方は，今後，本件に関して，裁判上又は裁判外において一切の請求，異議の申し立て又は訴えの提起をしないこととする。和解の理由は，本市の損害賠償請求に対し，相手方が全面的に応じることから，和解しようとするものであります。損害賠償額につきましては，別紙1，立木無断伐採賠償費算定調書のとおり20万4,700円を損害賠償請求額とするものであります。なお，無断伐採に伴う，災害防止策として，「水切り排水・倒木防止・崩土防止・法面保護」の作業を完了させております。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（蔵原 勇君）

この伐採した目的はうちの市との関連でされたのですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

相手側の目的は市有地奥にあります民有地、その民有地の伐採を計画していらっしゃったということで、うちのところは作業路としての部分を伐採されたものでございます。

○委員（蔵原 勇君）

この賠償額の20万4,700円のところの木は、年数がどのくらい経過していて、何本くらい立っているのですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

流木無断伐採賠償費算定調書という形でお示ししていますが、結局、伐採された場所というのは流木がございませんので、隣接地の所を40㎡当たり何本生えているか、それがどのくらいの流木であるかということ算定して、それを2か所算定して、80㎡当たり17本ございました。その17本のスギ・ヒノキをそれぞれ公共事業で用地を取得するときに、流木補償としてお支払いする、その単価を計算いたしました形でしたのが、20万4,700円でございます。ちなみに計算いたしますと、本数的には109本くらいが伐採されてしまったのかなという計算になるようでございます。

○委員（宮内 博君）

先ほどのやり取りの中で、本件は伐採をされた所の奥にある民有地を伐採するために、取付道路を作るために伐採をしたという説明があったのですけれども、現地に行ってみますと、確かに進入路が完成をしている状況になっているのですけれども、それで、まず、伐採をされた期間というのが3月14日から16日と説明があったのですが、伐採をされたのがこの日であって、その後に道路の築造工事が行われたという理解でいいですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

3月16日の日付につきましては、我々は掌握しておらず、ございますように無断で伐採されてしましまして、日付がいつからいつ作業されたのかというのは見てはおりません。ただ、この作業路自体は奥の伐採する山林へ行くために、作業路を作りながらずっと進んでいかれたというふうに聞いております。うちの市有地以外にも民有地も通っておりますので、それらは一編に重機が入る状態で作業路を作りながら、伐採目的地の場所まで行かれたと聞いております。

○委員（宮内 博君）

所有地以外にも民有地を通っているという説明ですが、議案の68ページの位置図でそれを説明していただけませんか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

68ページの左上に敷根清掃センターがございます。これより奥のほうに市道がございますけれども、市道を奥に行きまして、ちょうどカーブを過ぎたところに民有地がございます。そこも一部通っていらっしやいまして、その奥の土地が今回伐採をされた山林でございます。

○委員（宮内 博君）

今回、伐採をされた山林というのは、2255-1の奥は手付かずですよ。途中で止まっていたと思うのですけれども。私はそう見ました。この場所はかなり急峻な所ですよ。ですから、そこに道路をつくって山林を伐採するというような計画でつくっているということですから、先ほど言いましたように既に道路になっているわけですよ。本来であれば市民の財産のところに道路をつくっているということであるから、説明では先ほど水切りの排水とか倒木の防止とか、風土防止、法面保護という作業を完了させたという説明をされたのですけれども、現状回復ということが義務化されるのではないかと思うのですけれども、そのところはこれまでどのような交渉が成されたのか。今回、損害賠償請求で具体的な金額が示されているのだけれども、これはあくまでも流木の無断伐採による賠償を求めるということになっていますよね。でも伐採だけではなくて、道路をつくっているという部分があるのだけれど、そのところはどういうふうになるのか。道路をつくったということの一つの理由にして、それを利用する権利ということを相手に与えるのか。その辺はどうなのですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

作業路というかたちで道路をつくっているというふうに、御覧になられたということでございますが、あれは道路をつくっていたものを、先ほど申しましたように、一部、封土防止、法面保護、倒木防止、水切り排水、そういう作業をさせた状態でありまして、あれを作業路として再度使うことは今の段階では不可能化と考えております。そういう意味で、作業路としての利用をさせるために今の状態があるのではなくて、原則現状回復が大原則でございますが、現状回復させるためにはそれなりの作業ができないような場所、現状に回復させる作業をすることによって、かえって法面が崩れていく可能性がありましたので、一番安定した形で回復させるという形をとりましたので今の形を最終的な、現状回復に近い形まで戻させたというのが今の状態でございます。

○委員（宮内 博君）

であれば、当然植林をさせるとか、そういう形でやらなければいけないのではと思うのですけれども、そのところはどういう形で交渉なされたのか説明してもらえませんか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

植林させるということも部・課内で検討いたしましたけれども、もともとあそこには先ほど申しましたように私有地がございます。その私有地に行くためには、どうしても市有地の所を通らないと私有地には行けない地形になっておりますので、もともと2m弱くらいの作業路は以前からあったということで、その作業路を拡幅するような形で重機を入れるような大きな作業路を今回作ってしまったという経緯がございます。植林といいまして、もともとあった作業路も奥に私有地がございますので、その私有地の方々が最終的に数十年後、また伐採される段階では協議があらうかと思いますが、その協議のときにも作業路として使える形態をまた、させることもあらうかと思っておりますので、今、あその場所に植林をしてしまって、以前からあった1m50cmの作業路を完全に潰すというわけにはいかず、植林も現時点ではさせていない状況でございます。

○委員（宮内 博君）

1 m50cmから2 mの作業路があった。その513㎡の伐採面積ですけれども、その作業路の面積はこの位置図の中のどこにあるのですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

地形図上、その作業路自体は残っておらず、現況だけでありましたので、地形に応じた形で上ったり下ったりというような形態の作業路がございました。その部分は今回、引いて請求するというよりも、作業路として作られてしまったこの面積を全て補償してくださいということで、協議を致しまして、作業路として残っていた部分には、もちろん木は生えていなかったわけですが、そこは協議には出さずに、我々が測量した513㎡に立っていたであろう、この周辺の植林の本数で換算いたしました面積分に対する立木補償費をこれだけくださいというかたちで協議をして、今回この金額で協議が整ったということでございます。

○委員（宮内 博君）

先ほど、冒頭で、伐採された日にちについて確認をしましたがけれども、全然現況を見ていなかったと。そして後ほど期間を、これは恐らくいつ頃なのか業者から聞いたのですよね。そうでないと、この日にちを書くことができないわけですので。恐らく工事着手の前の状況とか、そういうものというのは資料としてはないはずではないのかなと、今の御説明を聞くと思うのですけれども。もともと市有地に無断で入り、伐採して作業路を作るということ自体が違法行為ですので、何らかのきっかけがなければそういう違法行為が行われているということに気付くというのは難しいだろうと思うのですけれども。たまたま清掃センターの裏側の山だったということで、清掃センターから先のほうですから、向こうのほうにはなかなか行かない。道路が陥没して通行止めになっていますので、全く車そのものも上之段のほうに上がる道路については、通行もできないと、こんな状況ですので、行く機会も少ないだろうと思うのです。だから損害賠償の請求をするに当たっては、相手方の不法行為ですので、当然市として、それなりの代償を得るということ、請求する権利が発生するわけですから、やらないといけないと思うわけですが、先ほどの課長の説明によりますと、本件に対して異議の申し立て、訴えの提起をしないという内容になっているわけです。先ほど申しあげましたように、立木の伐採の部分で補償をしてもらうということが、最良の方法だということで、双方合意したのだと思うのですが、結局道路の築造等については、最大限の詰め努力をしたということで確認できますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

我々としては次の2次災害を発生させない形態で、現状復帰させるということに方針を決定いたしましたので、それで安定的な勾配で作業をさせたと。発覚したのが3月でしたので、その後すぐ現状復帰をするような支持をしたのですけれども、梅雨時で雨が続いておりましたので、なかなか作業ができず、現状復帰あとでないと損害賠償の協議もしないという方針で我々もしておりましたので、まずは2次災害を発生させない状況まで回復させるということで取り組みまして、もちろん民有地のほうもそういう形で取りくんでおります。民有地について、我々は関与はしておりませんが、一番奥

が伐採された場所でしたので、伐採された場所をまず崩落防止等をされて、次に先ほど被害に遭われた崩落防止とか、水切排水の処理とかさせまして、次に市のところを安全保護させまして、最終的にもう1か所、民有地がございまして、その民有地まで完了させて、重機を引き上げたということです。それで今回委員がおっしゃいますように6月の大雨で道路が陥没してしまって、この現地の50mくらい奥ですけれども、陥没して、これだけの大災害を引き起こしたわけですけれども、すぐ我々もその大雨のあと、現場を確認に行きました。そうしたところ、被害に遭われた民有地の所も保護とか水切排水とかがある程度機能しておりまして、崩落というような場所は1か所もなく、これだけの大雨で道路が決壊するような状況があったけれども、ここについては何も被害がなくてよかったと部・課内で安心した状況でございまして。法面保護で2次災害を発生させる状況はそんなに高くないのかなと安心しております。あとは立木に対する補償だけを完全に履行してもらうことを今現在願っているところでございます。

○委員（中村満雄君）

損害額の算定を面積でやっていますが、木の取引は体積ですよ。そういった意味では、溝辺の材木市場で1 m³幾らかという視点で計算する必要があるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

木は立米で計算されるようですが、今回我々は公共施設を購入するとき、公共工事をする際、そこに立木等が立っていた場合はそれに対する立木補償というものを所有者の方にお支払いします。その補償単価というのは、公共単価という形で、1 m³当たり幾らという形で示されておりますので、それで結果的には1 m³当たりの公共単価に基づいた根拠があると。立米で計算すると太さであったり、年数であったりいろんな形で、根拠を揃えるのが難しいので、公共単価というのがございまして、その公共単価を利用して平米あたり幾らが損害を受けている、だから結果的に513 m³という形で損害賠償額を算定いたしております。

○生活環境部長（小野博生君）

補足させてください。最初現場に行った時点では木が伐採されて何本あったかも分からなかった常態でした。どうやって木の本数なりを算定したらいいかというのが問題になりまして、その方法として、同じ山でしたので、近くの場所で何年物が何本生えているかを調査しました。それに基づいて、80 m²で東側が4 m掛ける10 mでスギが8本生えていたと。西側の4 m掛ける10 mのところスギとヒノキが合計で9本生えていた。2か所で17本でしたと。まず、それで出して、そして被害にあったその面積の部分を出しました。ですので、その面積でおおよそ何本くらいあったらという計算の基でしております。その本数が今回、無断伐採したところが513 m³でしたので、逆算しますと109本あったと推察されましたので、それを基に今回賠償金額を算定したものでございます。あくまでも本数で出したという形でございます。

○委員（中村満雄君）

こういった交渉ごとの場合、市としては一番高い金額を取るべきだということで、例えば109本が

何㎡になるか、いわゆる最上の木が生えていたと想定した場合、空港近くの材木の取引所では上等な木は1㎡当たり1万円を超えますよね。曲がっているもので6,000円から7,000円です。そういった意味では、何㎡になったのかというのをやった上で、どちらが市にとって有利かと。こちらの言うとおりに向こうはのんだということですので、市としては「あなたたちが勝手に切ったんだ」とだから「上等な木が生えていた」と。「市で計算したら何㎡になった」だから最高の木ということで1㎡当たり1万円ということで計算したら幾らになるかということで、少なくともそれくらいの算定はするべきではないかと思いますが、いかがですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

委員のおっしゃることも一利あるかと思いますが、どうしても市民及び議会に対して、算定根拠という形で、そのもの自体は我々市民に対して、公共用地を取得する際、その市場価格を参考にして、購入するわけではございませんで、それぞれの木の種類ごとに平米当たり、直径が何mの場合は何円くらいという形で算定して、それぞれ用地取得をさせていただいております。そういうことから一番根拠と成り得るのが用地を取得する際の公共単価というものであろうと認識しております。一応今おっしゃいましたような1万円とか、そういう高額な金額というのはあくまでも市場での単価であって、山そのものから場所によって引き出すわけですので、引き出すための作業賃というものが計算されればどうしてもこういう金額になってしまうのかなということで、公共単価というものを我々は信用して今回、この公共単価での請求をさせていただきました。

○委員（中村満雄君）

それは分からなくもないですが、先ほどおっしゃった市民の方々が納得するか、例えば市がこの金額で買うというのは、市は安く買いたいからですよ。これで折り合いがつかどうかですが、市民の山を市が公共工事で買うときには売る人は高くで買ってほしいとか、そういった気持ちもありますよね。一般的にはこんなものですよということで、交渉は成り立つのでしょうかけれども、私自身は何でこの金額になったのと言われたら、相手側が謝ってということですが、そんなけしからんことが許されるかという、そういった意識からも申し上げているということをご認識しておいてください。

○委員（植山利博君）

大体やり取りを聴いていて少しずつ理解をしつつあるのですが、まず、市有地の立木が伐採されたのはどういう経緯ですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

先ほどから説明しているように、無断でされてしまっているというのは、我々は直接気が付きませんでした。結果的に奥の林地の所有者の方が自分の山を御覧になられたときに、「あれ、この山は」と発見されまして、「清掃センターの敷地も伐採されているよ」という情報を頂きまして、すぐ民有地の所有者と我々と、それから開発と伐採された業者等を含めて協議をさせていただいたところでございます。

○委員（植山利博君）

6月の大雨で崩落や土砂崩れがあったということのようですけれども、そのことがきっかけで分かったのか、その崩落があったのが道路を通したところの違う場所で起こったというやり取りを聞いたのですけれども、そこの確認をさせてください。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

今回道路が決壊しております。敷根清掃センターから牧之原へ上る旧国道10号線でございます。ちょうど、大雨のときには通ったらいけませんよという遮断機が設置されているところの20mくらい先が決壊いたしております。その場所の下に河川があるのですけれども、その河川を通じて最終的には新聞報道等もございました海上自衛隊の敷地、海岸沿いの民有地を泥水等が襲った状態でございます。それで、当日の朝、大雨が降ったあとでしたので、我々としても決壊した場所が、我々のところから決壊していたら大災害で、工事が甘かったという形になるのですが、道路が決壊したことによって、水、土砂等が河川を流れていったという状況を確認いたしております。

○委員（植山利博君）

もともとあった既存の林道というのですか、1mちょっとの道路があった、そこは市の所有地になっていますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

地籍図上も現れておりませんので、ただ単に獣道的な位置付けで1m50cmくらい奥の山林等まで、もちろん民有地も含めて、作業路的な獣道的な形でもともと残っております。

○委員（植山利博君）

そういうことであれば、奥の民有地の立木を伐採するために、拡幅をしたということなんですけれども、市有地であるという認識のもとに伐採をしたということではないわけですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

伐採をされた大野産業としては、伐採届けを出していらっしゃったようでして、許可が出たつもりで奥のほうに伐採に行こうということで、全然協議もされずに、伐採届けを出したのだから作業をすればいいというような感覚だったのか、市に一言もなく、もちろん民有地の方で被害を受けられた方にも何の相談もなく進めてしまわれたというふうに聞いております。

○委員（植山利博君）

ということは、他人の民有地、霧島市の市有地だという認識はあった上で、よく言えばむじゃきに切られたと。悪く言えば意識的に伐採をされたと言わざるを得ない状況だというふうに受け取るわけですが、その辺はどうですか。

○生活環境部長（小野博生君）

若干補足説明をさせていただきますが、実際伐採届けを出されたのは、民有地の山を切ろうとした大野産業の代理人という方が伐採届けを出したと。そのことを大野産業へ「もう伐採届けを出したから」と言ったら、本人は今から霧島市と交渉するはずだったのに、もう先にやってしまったというようなかたちで、情報がちゃんと伝わらずに要は今回の場合はされたといことで、わざととか悪意とか

そういうことではないと私どもは思っているところです。

○委員（植山利博君）

だから、今私が言ったのはむじゃきに悪意じゃなくて、情報のやり取りが曖昧でされたんだという解釈なのか。乱暴に言えば「届けはしてあるんだから、やってしまえばいいよ」という意識だったのか。その辺の分かれ目が非常に重要だと私は言いたいのです。その辺の確認をしないまま、ただ立木の補償をすればいいのか、本当にむじゃきに認識がなくて当然だという意識でされているのだったら、そこはある程度理解しながら対応すればいいのだけれども、やはり業者としてのモラルが欠如した中でやっておられるのだったら立木の補償だけでなく、ペナルティをとるべきだと、その認識がどうなのですかということ。検証をされているのかどうなのか、そこが一番の問題だと思うのです。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

今、御指摘のことも含めて我々もまず、損害賠償を競技する前の段階で業者の誠意といえますか、ちゃんとした業者としての責任を果たしてくださるかどうかということを含めて、まずは現状復旧をなさいと、現状復旧をしないとこの損害賠償という最終的な形の和解、そのものはいたしませんという方針で臨んでおりましたので、まずは現状復旧させるために6月、梅雨等が晴れた段階で現状復旧を十分な状態までさせました。それで、それなりの信用できる、故意でどうのという危惧されるようなこともなく、ちゃんと今回、逆に損害賠償額もこれで議決が頂ければこの金額をお支払いいただけるのではないかなと信頼もしているところでございます。

○委員（植山利博君）

そういう指示書を得られているのであれば、それはそれでいいと思うのですが、ほかの個人の方々と交渉というか、周りの方々の理解はどういう状況ですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

我々が直接はタッチしておりません。ただ、周りの方々からの情報としては和解をされたと。ちゃんと業者と協議されまして、現状復旧もして先ほど申しましたように災害が発生しないような法面工事もしていただいておりますので、金額等も業者と個人の方は同意されたというふうに聞いております。

○委員（徳田修和君）

今、業者としての責任ある対応を示していただいたということだったのですけれども、この工事自体は一応行政のほうでは、どの程度の工事が必要になるかという算定はされた上で業者の方に復旧させているのでしょうか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

現況が急傾斜になっている場所を掘削しているようなところでございまして、それをどういう形で安定勾配でどういう形で2次災害を防げる状況になるかというのは、作業をしながら現場におまかせいたしまして、その状態を最低限植林をしないと、雨が直接土にあたるとそこからすぐ壊れてしまいますので、そういうのは見て分かる場所等につきましては、植栽マットというものを敷設させる形を

取りました。

○委員（徳田修和君）

作業を終えた段階で、どのような植栽マットとか何mmの物を使っているかとか、どの程度工事費が掛かっているかとか、その辺の報告は受けられているのでしょうか。和解の内容の（２）で一切の請求はしないということで、その工事費も含めて損害賠償だという理解を自分はしたのですけれども、その点で工事費が総額で幾ら掛かっているのかというところを確認したいということでございます。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

復旧に掛かった経費というものは、どんなに経費が掛かろうが我々が望む安定した状態まではしてくださいという協議をいたしましたので、総額幾らの範囲内までならしますとか、いろいろ細かい金額については全然協議を致しませんでした。本当は現状復旧が原則でございますけれども、現状復旧することでかえって2次災害を引き起こす可能性がある現場でございましたので、最低でも我々は副市長を含めて上司等が見て、これなら安心、災害の恐れがないよねという状態まではしないと、この金額の交渉はいたしませんということでさせていただきました。ですから総額幾ら掛かったかというのは聴き取りもいたしておりません。あくまでもこれは立木の無断伐採の賠償費用であって、災害防止の工事費というのは含まれていませんということです。

○委員（今吉歳晴君）

今後は一切の請求をしないというのは、この作業路を拡幅した分まで一切の請求はしないということですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

和解をする以上、今後、ちょっとしたことで疑義が生じたことで請求をするという形をとってしまえば、永久的に和解ができないような状況もあるので、先ほどから申しますように、今現在、現状復旧はできておりませんが、現状復旧に近い形で安全な形態まで戻していただけておりますので、今後、災害というものは発生しないであろうというような予想もされますので、あとは立木の補償だけが課題として残っているということで我々は認識しています。

○委員（今吉歳晴君）

私はこの金額については妥当な線と思っています。例えば市場で出したとしてもまずは伐採費、土場まで出す。土場から市場まで運搬する。それから手数料、1万8,000円くらいの計算になるわけですから、そうなりますと単価的には妥当な補償費だと思うのですが、ただ、この作業路を作るときに、これは市も承諾してされているわけですよね。最初の作業路の開設はどこがしたのですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

今回の事案事態が、市に何ら相談もせず無断で市有地の奥に民有地があるものですから、その民有地の木を伐採する。そこはもちろん承諾していらっやあって、その木を取るためにいわば行き違いがありまして、結果的には無断で作業路をそこまで作ってしまったという事案でございます。

○委員（今吉歳晴君）

最初、作業路があってその作業路を拡幅して今回の作業路となったのではないですか。以前作業路を通すときは市の最初の承諾の中で作ったのではないですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

私の説明のし方がまずかったのですが、もともと1.5mくらいの作業路がありました。その作業路を拡幅するような形で、今回されてはおります。今回拡幅といっても今回4mくらいの重機を搬入させて伐採を効率的にさせようという思惑があったのだらうと思うのですが、その作業路自体も部分的には全然違うところ、重機が通りやすいところという形です。この作業路というものは、市が購入する前から、昔からある先ほどから言いました獣道みたいな、そういうものがずっと奥まで続いていたという場所でございます。作業路が基本的には拡幅されたのでしょけれども、拡幅自体が重機を入れて作業ができる状態まで拡幅されてしまいましたので、最初見たときには2次災害が怖かった、そういう現場でございます。

○委員（今吉歳晴君）

この大野産業につきましては、昔からこのような作業をされていると思うのですが、崩れる・崩れないは業者が一番知っています。だからこの道路についても恐らく今後また伐採、あるいは間伐されるか分かりませんが、それとか一番奥の民有地の方とかはこの作業路を今後は重機を入れたり、搬出で使うのは利用可能ということですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

奥のほうは植林されております。スギとかヒノキが一部ありますけれども、今の段階ではあと二、三十年は、伐採はないであろうというような木の太さでございます。ですから、今の段階で、今の作業路を使わせてくださいという協議は全然頂いておりません。ただ現地も御覧になったということですが、現状回復させるために、どうしても安定勾配という形でさせておりますので、それなりの幅が市有地のほうはございます。ただ民有地のほうは段を付けられたりして、植栽マットを敷かれたりして、通行するには再度何らかの手を加えないといけないと思いますが、とにかく市としてはあるからそれを使っていいよということではありません。もし奥のほうで伐採をされる時期になりましたら、その時期に相談にきてくださいということで、民有地の方ともお話をさせていただいておりますので、そういうところは協議させていただいているところです。自分のところに行くために民有地や市有地を通るといふことになれば、それぞれの方の承諾を得た上で通らないと無断進入という形にもなりますので、そこは当然と考えております。

○委員（中村満雄君）

67ページの地図で崩落の場所というのは、この図面で分かりますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

この図面でまず、敷根清掃センターがございまして、一つ目のカーブがございまして。それから直線になって、二つ目のカーブ、この沢というか、ちょうど谷間になっているところが決壊しているみたいでございます。このところが決壊して低いところを通過して最終的にずっと河川で、海上自衛隊の敷

地のところまで木が流されていった状況でございました。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

委員長から確認します。伐採届けはどこに出すのですか。それとここの市有林は森林計画に入っていますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

農林水産部の林務水産課に出すということです。森林計画に入っているかは分かりません。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

全然分からないものを管理するというのがおかしいですよ。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようでございます。以上で議案第74号、和解することについての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時50分」

「再 開 午前10時55分」

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。続きまして議案第60号、霧島市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（小野博生君）

議案第60号、霧島市印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成28年1月1日から個人番号カードが交付されることから、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機で個人番号カードを利用して印鑑登録証明書の交付を受けることを可能とするため、所要の改正をしようとするものでございます。

○市民課長（造免秋子君）

議案第60号、霧島市印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。平成28年1月1日から交付される個人番号カードについては、様々な場面で有効活用されるようアプリケーションがカードのICチップ内に格納されております。その中の一つ「利用者証明用公的個人認証アプリケーション」を利用することで、コンビニエンスストアでも各種証明書の交付を受けることができるようになります。市役所から遠方にお住まいの方や時間の都合で平日・時間内に来庁できない方への利便性が向上することから、今回、そのサービスを利用し、個人番号カードでも印鑑登録証明書を交付できるようにするため、条例の改正を行うものでございます。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（宮本明彦君）

印鑑条例の一部改正についてということで、まず、市民課が担っているのは、この印鑑登録だけでほかの市税の証明書とか住民票の証明書とかは担っていない。今回は印鑑登録だけですよという意味でよろしいですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

市民課が担っているのは証明発行としましては住民表、印鑑登録証明、税証明も総合窓口ということで、市民課で発行しています。それと戸籍謄・抄本等も発行しております。一応条例に関しては霧島市の印鑑条例がございますので、その条例についてのみ改正をするということでございます。

○委員（宮本明彦君）

今回カードが発行されてということになるのでしょうかけれども、そのときには市税の住民票とか、納税証明書とかというのは機能には含まない形で運用を開始するという理解でよろしいですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

今回のコンビニ交付につきましては、印鑑及び住民票、戸籍謄・抄本のコンビニ交付を考えております。

○委員（宮本明彦君）

考えているのは住民票とか所得証明書というのも考えていると。それがこの条例に全部含まれているということよろしいのですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

戸籍については戸籍法、住民票については住民基本台帳法とかがあるのですけれども、一応省令等に基づいてコンビニでも交付ができますよという省令がございますので、今回発行するものでございます。

○生活環境部長（小野博生君）

ちょっと説明をさせていただきたいのですが、今回の私どもが行おうとしているのは、まず戸籍、それと住民票と印鑑証明書、あと税関係の証明等をコンビニでも取れるような形でやりたいということで行っております。今回の部分が何で印鑑証明の部分だけの条例改正なのかという御質問だと思います。ほかの戸籍とか全然触らずに、新たに条例をつくらなくていいのという御質問だと思いますが、今回のナンバー法の第18条で、個人番号カードの利用というのがこの法の中で定められています。その中において、個人番号カードは第16条による本人の確認措置において利用するという条文が、戸籍であったりとか住民票であったりとか、そこまで全部含みます。ただし、霧島市の印鑑条例だけは今、コンビニエンスでなくて、国分庁舎と牧園庁舎の自動交付機が交付できるような条例の内容でございましたので、その部分を改めてコンビニでもできるようにということで、一番上の法律の中では既に条例等を制定しなくてもできるようになっているものですから、たまたま霧島市が条例で制定されていないため、今回このような形でコンビニでも取れますよと、ここだけの部分の改正ということになっています。

○委員（中村満雄君）

危険性ということで、例えば、一人暮らしのおじいさん、おばあさんに「ちょっとカードを貸して」と、そして書類を全部準備しておいて、非常に重要な印鑑証明とかを他人が取れる。例えば他人が来たら、委任状とかそういったものを求められますよね。そのはずだと思っているのですが、今回カードでできるということになったら誰でも、例えば盗人でも何でも盗んだカードで交付して、田畑や家・屋敷を売り払うとかそういった手続きすら何にも疑うことなく通ってしまうのではないかと、そういった恐ろしさが背後にあるように思うのですが、そのような点をどう思いますか。

○窓口G長（佐多一郎君）

例えばですが、銀行のキャッシュカードを例に取りますと、そちらを落として暗証番号が裏に書かれていたとしましたら、そのまま現金を引き出してしまうという可能性もあります。それと同じように、個人番号カードにつきましても、暗証番号というのが必ず設定されておりますので、その暗証番号が分からないことには当然取れませんので、その辺りについては、当然本人がしっかり管理をするというのが、前提と考えております。

○委員（中村満雄君）

キャッシュカードであればお年寄り、キャッシュカードでお金をおろされてしまうのではないかと懸念は持っていますよね。「こういった届けにちょっと要るから貸して」と言われたとき、そういった危険性を私は言っているのです。だからキャッシュカードというのは現金と一緒にだからちゃんとしなさいよと親戚なんかも多分言うでしょう。ところがマイナンバーの理念とかを御存じないお年寄りとかそういった人に対する配慮などをどう考えていますかということです。

○窓口G長（佐多一郎君）

マイナンバーにつきましても、国のほうからもいろいろセキュリティ問題とか、広報とかをされていると思うのですが、やはり、その辺りの大事さを市のほうもPRするなり、浸透をさせていかなければならないのかなと思います。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

委員長より確認をさせていただきます。必ずしもカードに変える必要はないのですね。

○窓口G長（佐多一郎君）

11月から通知カードということで、番号だけが載った顔写真が付いていないカードが送られてきます。それで、コンビニ交付で取ることはできませんので、それがまず前提にあります。その中に入っている顔写真付きの申請書を国にお送りしましたら、改めてプラスチックのカードが届きます。それが個人番号カードになりますけれども、そのICチップが付いたカードでないとコンビニ交付はできないという考えになりますので、そういう不安のある方については必ずしもプラスチックのカードを取る必要はないと考えております。

○委員（中村満雄君）

そのカードが必ず必要であるかどうかというのは分からないわけです。ICのチップが付されているカードを入手した方がどのような、お年寄りとか、この人は必要か、必要でないとか、そういった

判断なんか一切ないわけですよ。私も今は頭がそう呆けていないけれども、先々呆けるかもしれません。そのときにカードを持っていると。そのときの恐れを私は指摘しているわけですよ。今すぐではなくても、こういった印鑑証明の一部改正をすぐすること自体が、もう少しマイナンバーに関する認識が国民のほとんどの方に浸透してからでよろしいのではないかと。今、これをすることがあろうかということでの質問です。今、何でこれをしないといけないのか。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前11時13分」

「再 開 午前11時15分」

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民課長（造免秋子君）

なんで急いである必要があるのかという御質問だと思うのですが、先ほど説明の中でも申し上げたのですが、コンビニで取れることで、平日仕事で役所に来られない方等の利便性を一番に考えて、個人番号カードは1月からですが、1か月置いて2月から開始をするということで決めているところです。

○委員（宮内 博君）

従前の条例は、登録証の提示がない限り、印鑑証明書の発行はできないという規定をしていたわけですね。今回、改訂をすることになりますと、この登録証の提示という義務が発生しないマイナンバーカードによって、それに代わる措置を得ることができるということですが、要はセキュリティの問題です。実際にこれをコンビニエンスストアまで広げるということにした場合、今、霧島市には国分庁舎と牧園庁舎の2か所に自動交付機がありますよね。市外からでも恐らくできるだろうと思うのですが、どこがセキュリティの責任を負うのかということでは、どのような議論が成されているのか、そのところをお示してください。

○窓口G長（佐多一郎君）

今、議員御質問のセキュリティの問題があるのですが、現在コンビニ交付をしている自治体が100自治体、9月1日現在あるということで、その実績もございまして、今、コンビニで発行することについて大きな問題は生じていないと考えております。セキュリティの問題についてですが、地方公共団体情報システム機構というところが責任を持って霧島市のサーバーとつないでということになりますので、トラブル等が発生したらそちらのほうと相談していくという形になるかと思っております。

○委員（宮内 博君）

紛失をしても暗証番号があるので、それとセットでないと活用できないという一つの安全策を講じているのですが、先ほど中村委員からもありましたように暗証番号そのものを何らかの物に入

れておくということをしないと、我々みたいに歳をとってくと忘れてしまって、結局それが活用できないというようなことにもなるから、案外それが得られる手段というのは随所にあるのではないかなというふうに思うのだけれども、暗証番号を得られたことによってカードを悪用されたのはその方の自己責任ということに当然なってくるでしょうから、行政側が責任を問われるということではないのでしょうか、先ほどありましたように全国的な集約をされるところの機関等のみの責任でいいのかという点ではどうなのですか。霧島市としてはどこの部分の責任を取らなければいけないのかという議論はされているのですか。

○生活環境部長（小野博生君）

確かにセキュリティというのは非常に大切な部分だと認識しているところでございます。私どもとしてはカードの利用の方法をきちんと説明をする必要があると、これは非常に大切な問題です。大事に使ってくださいよと。自分のことは自分で守るようにしてくださいと、そういう説明をしていく必要があるかと思っておりますので、その辺りを今後十分やっていきたいと思っています。

○窓口G長（佐多一郎君）

個人番号カードの紛失つきまして、コールセンターのほうに紛失しましたという連絡をしましたら、15分ぐらいでそのカードは使えなくなるというふうにお聞きしております。

○委員（宮内 博君）

直近の世論調査でも5割を超える方たちがマイナンバー制度について、よく分からないと言っているわけですよ。それで、当然、先ほどありましたように霧島市では来年の2月から、マイナンバーカードは活用されると。ですから一定の時間的な余裕があるわけですよ。それで、こういう条例を急いでつくるというのも12月でもよかったんじゃないかと私も思いますが、ただ、議案が提出をされていますので、いずれにしても、この間、実施がされるまで、各戸に通知書が届きますので、そこで関心が上がってくるだろうと思えますけれど、そういうことも含めて市民課として、どのような啓蒙といえますか、周知といえますか、その辺をお考えになっているのかお聴きします。

○市民課長（造免秋子君）

啓発については、通知カードが10月と言われたのですが、全国的には10月に発送をされるのですが、霧島市の場合は議会でも答弁したように11月初旬からという形になっております。その間、広報については行革が主体でやっておりますので、行革と一緒に、今、自治公民館長さんたちへの会で説明したり、今月末の広報の中に入れます。それだったりとか各戸の回覧だったりとか、どのような形で皆さんにお知らせしていくのかということを生懸命検討しておりますので、先ほども言われたみたいに、溝辺の公民館長さんには説明をしました。やはり分からないという人たちが多かったので、そういう意見も聞きましたので、そういう意見を聞きながら1か月間ありますので、広報に努力していきたいと思えます。

○委員（宮内 博君）

霧島市の場合はこのマイナンバーカードの関係について、縦構造になっていて、全体できちんとし

たポジションが責任を負うという点で、まだ検討の余地があるだろうと思うのですよね。実施までには少し時間があるわけですので、その辺のところを部長等を中心にして議論をしていかなければいけないだろうと思いますけれども、その辺の将来展望についてお考えをお示しいただければと思います。

○生活環境部長（小野博生君）

今回のマイナンバー制度でございますが、市民課だけの問題ではないです。市民課としては要は番号を付したカードが市民の方々に、通知カードというのが送られてきます。そして、その後本人たちが希望すれば個人カードというのがもらえるわけですが、その個人カードの配布をするのが市民課でございます。あと、これは一般質問でもお話をしたとおり今回の部分につきましては、まず、税の関係と社会保障の関係と災害の関係でまず使われると。具体的に言いますと社会保障で言えば国保であったりとか年金であったりとか、そういう関係だと思えます。たぶん福祉も含まれるだろうと思えます。それと災害の関係。要はこのカードは非常に大切だよということが重要だと思えます。だからこのことによって本人達の利便性も高まりはしますが、自分たちのカードの番号を他人に教えることもよくないと思えます。だから市民の方々がこのカードが非常に大切だということをまず理解してもらうことが重要ななと思っています。ですので、今はとにかく広報が大事です。このカードは大切だよということをとにかく広報しなさいと、そこが一番大事です。そうでないとみんな何が送ってきたら分からずにそのまま放っておいたらいけないよということです。自分達で保管をすることが大切だということです。それと併せて行政改革推進課とも、広報は市がしなければならぬ。前は国がテレビで流してはいたのですが、今は国はしなくなりましたので、今後は市が市民の方々に教えていく必要があると思えますので、そこは行政改革推進課とも十分に詰めて、まずは広報に努めていきたいと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

広報も強化するというが求められるのでしようけれども、私が言っているのはセキュリティの関係で、やはり一元化というのが非常に大事になってくるのではないかと考えているのです。そういう観点からの考えをお示してください。

○生活環境部長（小野博生君）

言われるとおり市の持っている情報がありますが、今のところでは市の国保なり、福祉なりの情報は市独自のシステムの中で行っております。それは今の外部環境とは接続ができない状況ですので、霧島市につきましては、外部からのアクセスによって情報が漏れるという心配はございませんが、例えば、いろんなところでUSBやスマホの端末を使って結構できるらしいです。要はセキュリティポリシーの徹底が必要かなと思っています。この間も情報管理課からその辺りの文書も出ています。今後はちゃんとマイナンバー法は制定されるけれども、そういうものもしっかりしてくださいよという文書も出ています。セキュリティポリシーを高めていくように努めていきたいと思っています。

○委員（植山利博君）

コンビニなどでいろんな証明等が取れるようになるということは市民にとって利便性が高まって、合併してからいろいろな支所の問題等もある中で大きく一步を踏み出すのかなと理解をしております。そこでコンビニ等では印鑑証明などの各種証明を受け取るときに、マイナンバーカードで受けられるわけですね。それで庁舎内で受けるときには印鑑が必要ですか。これが今後も窓口申請のときは必要ですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

現在、証明等を取る際には本人の署名だけで印鑑は特に必要なくなっております。

○委員（植山利博君）

例えば納税証明とか、資産証明を取るときにも印鑑は要りませんか。

○窓口G長（佐多一郎君）

住民票等と同じように印鑑は省略になっております。必ず本人確認をした上で本人の署名をもらって発行しておりますので、印鑑は必ずつく必要はありません。

○委員（植山利博君）

申請書には名前の横に印というところがありますよね。

○窓口G長（佐多一郎君）

代理人の場合だけは印鑑がございすけれども、本人が取る分については印鑑が必要となっております。

○委員（中村満雄君）

紛失したときに15分後には使用がクローズされるということは、その時に自分の番号が何番だったかなと、その番号がなくても可能ですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

本人の氏名・生年月日・住所等を確認して、それで市町村に電話がありましたら、こちらのほうからコールセンターへ電話をすることも可能かと考えております。

○委員（中村満雄君）

市の印鑑証明のイメージというのは市のサーバーにあるわけですね。それで、コンビニでICカードをかざして手続きをしたときに、そのコンビニから先ほどどこかの地方自治体のシステムのところについて、そこから市のサーバーに接続されるというのがあったと思いますが、その確認をお願いします。

○窓口G長（佐多一郎君）

コンビニ用のデータを作成しまして、まずキオスク端末というマルチコピー機というのがコンビニにあるのですけれども、そこにカードをかざしたときに、これは霧島市ですという判別をしまして、霧島市のサーバーを見に行くようなかたちに流れがなっているということで理解しております。

○委員（中村満雄君）

ということは、コンビニの端末から通信を受ける、霧島市以外のサーバーが存在して、そのサーバ

一から霧島市のサーバーに対してこの方は確かだから、イメージを送って、そして手続きをしましょうという仕掛けだろうと思います。そのときにそういったのはほかのシステムでも、それぞれの納税証明とかいろいろな書類というのがあるわけですが、この前、社会保険庁の情報漏えいとかがあったわけですが、そういった社会保険庁から霧島市に来るとか、霧島市のサーバーに対してICカードをかざしたいろんなところから霧島市のサーバーにアクセスがくるということで理解していいですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

今、議員がおっしゃったことには誤解があるかもしれませんが、コンビニ交付に関してはコンビニのキオスク端末にかざすと住民票とかが出るということであって、ほかの市町村のデータが出るとかそういうものは、コンビニでは出せませんので、あくまでも本人の帳票が出るだけでありますので、ほかの市町村のデータを見に行くとかそういうことはございません。

○委員（中村満雄君）

そういったことではなくて、霧島市にそれぞれのデータを保有しているサーバーがある。それに対してアクセスしてくるのは、ある一箇所を通じて来る、コンビニの通信の情報が直接霧島市に来るわけではないですね。何かの中継機器みたいなものがあってということ。それで全てのそういった情報を今後こういったマイナンバーカードで霧島市にアクセスしてくるのは一つのルートなんではないですか。霧島市のサーバーがあって、そのサーバーにいろんな所から来るのですかということをお聞いているのですよ。

○窓口G長（佐多一郎君）

情報関係には詳しくないのですが、コンビニの交付については、地方公共団体情報システム機構のほうに中間サーバーというのがありまして、そこを通して霧島市のコンビニ用のサーバーというものにアクセスするということになっております。それは1対1という形になっております。

○委員（中村満雄君）

今おっしゃった地方公共団体情報システム機構というのは、情報の漏えいがあった社会保険機構よりもちゃんとされていないといけないわけですが、霧島市に対する複数のネットワークというものでアクセスされるということは事実みたいですが、このことに対してたくさんの方から来る、そういった意味での機密保護の危うさということをお懸念しているわけですが。私自身が以前、システムをつくってましたので、人間がつくったものだから必ず穴はあるんです。穴はこじ開けられるのです。そういった意味での危惧ということを感じているのですが、その辺も含めまして、市もどうしたら穴をこじ開けられないとか、穴をどうやって塞ぐとかいったことも、市民課のことではなくて、情報政策課のほうでも自らそういったことに対して、穴を塞ぐことの技術を持っていらっしゃるわけではないと。しかたないからNTTなり、そういったIT業者を信頼せざるを得ないとか、そういったことを認識していただきたいということをお伝えしておきます。

○窓口G長（佐多一郎君）

情報のセキュリティに関しては私も素人なものですから、情報政策課のほうに伝えておきたいと思っています。

○委員（宮本明彦君）

コンビニ交付ができるようになるということで、そのコンビニでできる事業というのを担っているのは市民課でよろしいということですか、それとも情報政策課ということですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

住民票等の交付に関しては基本的には市民課が行っております。ただし、機械関係のいろいろな設定とか予算とかにつきましては情報政策課が担っております。

○委員（宮本明彦君）

ということは、こういった機会がコンビニに設置されて、市内のどれくらいのコンビニに設置されるかというのは情報政策課ということですよ。これについては所管外になるということですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

コンビニについては既にキオスク端末というのが設置されておりますので、ほかの市町村では既にコンビニ交付というのは始まっていますので、あとは霧島市とコンビニのほうと連携するシステムを構築するのが情報政策課のほうでお願いしているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

マイナンバーによる個人カードは使えるようになるよということですよ。今、国分庁舎と牧園庁舎にあるものは、今後も以前のカードで使えるし、個人カードでも使えるようになるということよろしいですか。国分庁舎と牧園庁舎にあります自動交付機につきましては、今、市民カードという磁器ストラップによるシステムでないとできませんので、今回個人番号カードにつきましては、ICチップによる認識システムになっておりますので、自動交付機では新しいカードは使えないと。もし使うにしても何千万円も予算が掛かると聞いております。

○委員（宮本明彦君）

市民カードと住基カードも今まで使えていたのかなと思うのですが、それは今後も今の機械が残って使えるようになる。それともそういった市民カード等は今後使われなくなるのですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

自動交付機で使えるのは霧島市民カードのみです。今ある住民基本台帳カードもICチップですので、それは現在も使えません。コンビニ交付が始まるに伴いまして、自動交付機のリース期間が平成29年の3月いっぱいというふうに聞いていますので、そちらをめどに廃止を検討して、コンビニ交付に移行していきたいと思っています。予算も更新すると何千万円という金額が自動交付機も掛かりますので、できればコンビニ交付に移行できれば、それだけ予算が削減できるのではないかと考えております。

○委員（宮内 博君）

先ほど部長から回答を頂いたのですが、今の議論でもあったように情報政策課であったり、行政改

革課であったり、市民課であったりということで、マイナンバーカードの問題ですけれども、受ける側は分散しているわけですね。だからそういう面で、非常にどこが最も責任を持ってやるのかということになると極めて曖昧になる可能性があるということをご指摘します。将来的には、そういった分散ではなくて、一元化をして、そして責任体制を明確化すると。今は80億くらいの情報があるというふうに言われているわけです。更にこれが拡大をする可能性というのがマイナンバーカードには含まれているということです。民間が活用できるようになるかもしれないということも言われている。ですから、今の段階できちんと庁内の意思統一というものをしていなければならないだろうと思うのですけれども、そのところを先ほど聞いたのです。そういうことでの回答にはなっていませんでしたので、もう一回お願いします。

○生活環境部長（小野博生君）

今回のマイナンバー制度につきましてはいろんな部署で利用が今後考えられるということで、現時点では議員の言われますとおり、個々の部署で範囲内のことでしかできていないのかなというのは私も実感しているところです。今は行政改革推進課が全体的な制度の運用の話などはしていますけれども、まだ、なかなかそこまで行き切っていないような気がします。ですので、今後、組織改正なんかも含めて、あるいはプロジェクトチームなりとか、委員会なりとか、いろんな形式が考えられると思いますので、今後、企画部や総務部と話をしていきたいと思っております。

○委員（中村満雄君）

情報政策課に確認いただきたいのですが、霧島市のサーバーからコンビニの印刷機に向けて、その印刷のイメージが送られるわけです。通常、印刷機というのはイメージするものを保持する機能もあるのですよ。ということは、必ず印刷が済んだら、店側の設定とか、業者の設定で消去するということが選択できるような機能を持っているのか、コンビニにあるコピー機もそうですが、クリアしなかったらコピーのイメージは持っているわけですよ。そういったことで、その保証がないと怖くてしかたがないと。それを確認してくださいませうか。

○窓口G長（佐多一郎君）

コンビニで取りました情報はイメージとして送られてくるのですけれども、それは帳票が出た段階でイメージは全部消されるというふうに確認しております。ですので、その機械の中にその情報は残らないというふうになっております。これは確認しております。

○委員（中村満雄君）

機械そのものが保持する機能を持っている機械であれば、設定によって、消すことをしばらく保留するとかいうことがあったりするのですよ。そういった意味で、そういった機能すら持っていませんよということであれば、安心だというわけです。

○窓口G長（佐多一郎君）

コンビニ交付をされるマルチコピー機、いわゆるキオスク端末というのですけれども、そちらについては保持がされないような仕組みになっている機会を使っていると聞いております。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

委員長より確認をします。コンビニで交付をしていきますが、手数料についてはどこに幾ら入っていくのですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

手数料については、コンビニエンスストアに1件あたり123円が入っていきます。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、議案第60号、霧島市印鑑条例の一部改正についての質疑を終わります。引き続き所管事務調査に入りたいと思います。先だって「人権を守る会かごしま」の団体の方と「議員と語ろかい」を行いました。その団体の方から出された御意見を受けて、執行部に確認の質疑を致しますので、執行部より、それに対する答弁を頂きたいと思います。

○委員（徳田修和君）

語ろかいの中で人権に対するアンケートというものが旧隼人町時代に行われたということで、そのときの資料が関係団体の方々も見つけることができないということで、市のほうに残っていませんかというような質問を受けたんですけれども、そのような旧隼人町時代に人権宣言をするに当たって行われたアンケートというものはデータとして残ってはいないのでしょうか。

○市民課長（造免秋子君）

隼人での人権のアンケートの意識調査結果はあります。

○委員（徳田修和君）

その調査結果というのは、こちらのほうに資料として頂くことは可能でしょうか。

○市民課長（造免秋子君）

可能です。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

後で御提出をお願い致します。

○委員（宮内 博君）

資料の提出ができるということですが、ただ、12年前にこれは調査がなされたものです。それをどういうふうを活用するのかということがあるんだろうと思いますけれども、実際、同和対策特別措置法、そのものは2002年3月に失効しているわけです。それで、その直後にアンケートを取っているという形になっているのですけれども、一般事業に移行していくというのが当然の在り方だろうと思うのです。この前の語ろかいの中でも、この関係団体の方たちはいわゆる人権問題ということだけで、押しなべて人権に関する様々な問題を言うということではなくて、必ず冠に同和問題というものを入れなければいけないという思いでいらっしゃるというのが、確認できたわけですね。それでなぜそうなのですかと問い掛けましたところ、やはりそれだけ思いがあるだろうということだろうと思うわけ

ですね。押しなべてほかの人権と同じような形で議論をしてもらったのでは、不十分だということだろうと思うのですけれども、執行部としてもやはり同和対策法そのものは失効をして一般事業に移行しているということをしっかり据えた上で取り組むということをやることが非常に大事だと思うのですけれども、その辺の考え方の基本というものをどうお持ちなのかということについてお聴きをしておきます。

○生活環境部長（小野博生君）

同和対策事業の関係でございますが、議員の言われますとおり、今、同和対策に関しましては、一般事業という形で進められているところでございます。しかし、隼人のある地区に関しましては、いろいろ今でも差別とかがあると聞いているところです。ですので、対策とすればやはり一般事業という考え方の基ではしますが、やはり少しは光を当ててしないといけないという考えは持っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

隼人でそういう事業が行われてきた経過というのは事実としてあるわけです。ただ、当日は部落開放同盟の県の委員長もおいでになっていて、ずいぶんと話もされたのですけれども、それは、今部長がおっしゃった隼人にある未開放部落と言われたところは事業をやったところなんですよ。事業導入をしてやったところです。だけれども、いわゆる部落差別というのはそれ以外のところにも当然向けられるものであるわけで、それを特定するということになる、また新しい問題が発生するということになるから、それは駄目だよということで申し上げたいのですけれども、そういう事業をやったところもやらなかったところも、やったところだから特別に光を当てるということになること事態が、やはりあそこの地域はほかのところとは違うんだというような新しい垣根をつくるという問題に発展しかねないということを私どもはずっと指摘をしてきているわけです。鹿児島県内96市町村の中で、49そういう地区があるんだと。そして事業を導入したのが、18地区だということなんです。31地区が導入していないと言っているわけです。旧1市6町の中にも全部そういう地域があったんだと。だからそういうことを発掘するというのは歴史への逆行だと思うのですよ。ですから、そういうことではなくて、そういう事業を行ったところもそうでなかったところも変わらない、水平平等なそういう関係がつけられているというふうには私は理解をするわけです。ですから新しい事業で地区を限定して行うようなことをやるというのは、更にその問題を長引かせるということにつながると思うのですけれども、そのような認識はないですか。

○生活環境部長（小野博生君）

今回の同和の問題に関しましては、その地区だけの問題ではなくて、部落差別に関して要は皆さんがどう考えるかというのが大切だと思います。隼人のそこの地区だけにいろいろな事業を持ってきてどうするという問題ではなくて、部落差別全体を市全体でどうやって考えていって、そして今後どうしていくかということが大切だと思います。事業についてもやらないといけないものはやると。しかし、全体的には市全体の中で部落差別について全体的な市民の意識を今後も進めていく必要があると

いうことだろうと認識しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

インターネットで引けば法務省が出している人権侵害事件の案件というのが出てまいります。その中でもっとも相談が多いのは障がい者差別だったというふうに記憶をしているのですが、その総務省のデータを引いてもいわゆる部落差別に該当するものというのはものすごく少なくなっているというのが現状なんです。鹿児島県内でも年間本当に数えるほどしかないというような状況になっています。それよりも障がい者差別とか女性差別とかハンセン病だとか、そういうものが件数としては挙がってきている状況にあります。そういうことからしましてもいわゆる部落差別というものを特化してやるということについては同和対策法の失効を目指している将来像からも適正ではないということをお願いしておきたいというふうに思います。

○委員（植山利博君）

今、宮内議員のやり取りの中でも現にそういう部落差別という案件が、現実に残っているという事実も確かなんです。結婚差別であるとか、職業差別であるとかいうところで、やはり悲しいかな、人の心の中にあらゆる差別が現にあるということも事実です。ですから、特別措置法が無くなっても国として、やはり一つの差別解消の大きなテーマとして、一般事業の中で取り組んでいると。この前の議員と語るかいの中でもそういう差別を無くそうという取組をされている団体の方々がいつも言われているのが部落差別を始めとする人権宣言のまちづくりの宣言をしてほしいというのが、この前の議員と語るかいというテーマだったのです。それで、霧島市が合併してから何々宣言のまちづくりというのは、幾つも宣言をされていますよね。現実に道義高揚・豊かな心推進宣言、国際観光文化立志宣言、環境共生宣言、増健・食農育宣言、非核平和宣言と、この五つを霧島市は市の宣言として掲げているわけですが、これは幾つ掲げたらいけないというようなことではないと思いますので、この前の議員と語る会の中で同和問題を始めとする人権宣言をしてほしいと、これが唯一の願いだというようなことをお聞きしたわけですが、そういう宣言をされようという考えはないか、また今後そういう宣言をしようという議論を庁内でされていくつもりはないのかお尋ねをしておきます。

○生活環境部長（小野博生君）

今回の霧島市の宣言は議員が言われますとおり、これは平成18年のときに確かそういう形で宣言をされたかと思います。そのときの経緯等を述べさせていただきますと、当時市のほうで検討委員会というのがつくられたそうです。各地区の代表者と民生委員等の代表を含めて15名で議論をされたそうでございます。その議論の中で出たのがアンケートによって、いろいろな市のキーワードを市民の方から出してもらったということらしいです。そこで出たのが道義高揚、非核、平和、人権、恒久平和、青少年、いろいろ15項目あったそうです。そしてその中で、どうやって霧島市の宣言としてあるべき姿として、どれが一番ふさわしいのかという議論がされたのだろうというふうに思いますが、途中七つにまとめられたそうです。その中で、見ていくうちに似たような考え方に基づくのであれば、一つにまとめられないかという議論が進められて現在、道義高揚・豊かな心推進宣言の中に含ま

れるのではないかと。だから現時点では、その五つの宣言に絞られたのかなと思っております。ですので、同和対策、人権宣言のことを全く取り入れていないというのではなくて、やはり、この中に含まれているというふうに認識しているところです。ですので、そういう議論がなされておりますので、現時点ではそのときの委員会の意見を尊重すべきかなと今のところは思っているところです。ですので、今後、例えばいろいろなところで気運が高くなって、これではいけないということになれば、そのときに議論されると思います。人権を入れるかどうかではなくて、市全体の宣言がどうあるべきかで議論されるべきだと思っているところです。

○委員（植山利博君）

道義高揚・豊かな心推進宣言というところとかぶるのではないかという趣旨のことなのですが、県内で人権宣言という言葉を入れている市町村は何箇所ありますか。

○市民課長（造免秋子君）

県内では伊佐市・湧水町・さつま町の三つになっております。

○委員（植山利博君）

道義高揚・豊かな心推進宣言、これと人権宣言のまちとしたところの類似点と相違点はどのように認識されていますか。

○生活環境部長（小野博生君）

要は人権に関しましては人の差別なり、先ほど生涯者の方とか、いろいろな差別があるということでございますが、例えば道義高揚ということは、これは人の道に外れることはいけないというような意味だと理解しているところです。ですので、要はそういうことと心を豊かに持つことによってそういう差別なども将来無くなるだろうと思っているところで、どちらかという道義高揚と豊かな心というのはもうちょっと大きな広い意味での話ではないのかなと思っているところでございます。

○委員（今吉歳晴君）

平成25年度の啓発推進まちづくりの会議が26年3月19日に行われているわけですが、そのときは生活環境部の塩川部長が出ていらっしゃるのですが、この中でいろいろ協議された中で、出された要望として市の宣言について道義高揚・豊かな心推進宣言とは別に人権宣言を新たに行ってほしいという要望が出されているわけですが、その中では庁内で更に検討するとの報告があったということなのですが、この点については何点か検討されたことがありますか。

○市民課長（造免秋子君）

それを受けまして、実際人権宣言を制定するとなると、総務部になります。なので、総務課の運動推進室と市民課のほうで、いろいろ検討した中で、先ほど小野部長も言われたのですが、人権宣言についてはやはり10年前の委員会の中で委員の人たちがいろいろ検討していった中で、人権を含んだもので、15あったものが七つのところまで人権は入っていたのですが、県内の他市を見たときに大体宣言というのは五つぐらいであるので、五つぐらいにまとめましょうということで、その人権が道義高揚の中に入っていったという経緯もありましたので、その辺も踏まえて検討した中では、最終的には

全体的な機運が高まったりとかしたら、また協議をしていきたいということで、今は先ほど小野部長が言われたように、そのときの検討委員会の決定を尊重したいということで協議しております。

○委員（今吉歳晴君）

このときに隼人啓発センターの副館長も出ていらっしゃるわけで、検討された経過については報告されているのですか。

○市民課長（造免秋子君）

そこは確認ができておりません。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

委員長より確認します。市の人権啓発事業がございます。前回資料として頂きましたけれども、この部落開放関係に関する事業も先ほどの答弁でもありましたように、一般事業として今後も継続していくということでよろしいでしょうか。

○生活環境部長（小野博生君）

一般事業で継続していきたいと思います。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

それでは人権に関わる所管事務調査を終わります。

「休 憩 午前 12 時 10 分」

「再 開 午後 1 時 00 分」

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。「霧島連山希少植物保全調査会」の団体より「議員と語るかい」で御意見を頂きました。そのときの内容を踏まえて執行部への質疑をいたします。

○委員（宮本明彦君）

霧島連山希少植物保全調査会より、いろいろお願いしたいことがあるということで、市のほうに人的な援助をたくさん頂いているというお話があったのですが、どういうところで人的な援助をされているのですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

このキシマツツジにつきましては、皆さん御承知のとおり今年全国キシマツツジサミットを開催したわけですが、そのサミットに向けての準備が当然ございますが、まず、この霧島連山希少植物保全調査会がキシマツツジについて調査研修をした日から、私どもの視点としては生物多様性の保全という視点で、このキシマツツジが鹿児島県の準絶滅危惧種に指定されておりますことから、それらの保存という立場で保全調査会と連携をするということで、可能な限り一緒にキシマツツジが植生されている場所に調査に行ったり、これまで実際、御自分の庭で古木のキシマツツジがございます方のところで市民の目に広く留まるように、いろいろ御披露をされている方々の調整であったりとか、いろんなそういう形での関わりはいたしているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

ということは一緒に調査にお伺いしたりということによろしいですか。当然ツツジサミットも支援されたということでしょうけれども。そういう中で、調査もそうなんでしょうけれども、保全するのに手が掛かるという話をされていて、そういうところでも支援を頂きたいというお話もあったのですが、そういう面での保全ですよね。下草を取ったりとか、肥料をやったり、水をやったりしないといけないと。そういう面でも何か人的な支援をされたということはあるのでしょうか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

そういう保全のための現場の作業みたいなどころでの専門的な対応については、なかなか支援ができていないところでございます。

○委員（植山利博君）

今、植物多様性の観点から保護・育成というようなことを市としては取り組むというようなことなのでしょうけれども、中央高校で苗木を育てているということで、その苗木を育てて、育ったものを市内に販売するなりしながら市域の中で増やしていくというようなことだろうと思うのですが、それに関わる予算というのは市が全て賄っているという理解でよろしいですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

国分中央高校における増殖に対する取組というのは教育委員会が持っている規定の予算の中で対応しているところでございまして、現在、特別そういうキリシマツツジに限っての予算措置を教育委員会でしているということはないと思われまます。

○委員（植山利博君）

国分中央高校で苗の育成の取組をしているということは、これは所管が少し違うかもしれませんがけれども、今後、教育活動の一環として植物多様性という観点の中でも、教育の一環という観点の中でも、市が今後継続的に取り組んでいくという考え方でよろしいのですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

キリシマツツジに関しましては、主な取組といたしまして、保存・増殖、それと市民の認知度の向上というのがございます。やはりこれらに関しては、当然保全調査会という保存団体もございますが、やはり当面の間は市が主体的となって、いろいろ関わってくることが重要と認識いたしております。

○委員（植山利博君）

この前の語ろかいの中でも、苗というか挿し木というか、育てるのが非常に難しいと。そして、成木になって販売までというのが、数が少ないというようなことだったわけですがけれども、育ったものを広く市民に販売するようなシステムというか、そういう流れも市が関わってやっていきたいというようなことによろしいですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

育てた苗を販売するかどうかについては、教育委員会の判断もあろうかと思っておりますので、やはり教育委員会と環境衛生課とで協議をしながら、どういう対応で市民に広めていくかについては、今後、

検討していきたいと思いますが、やはり委員から御指摘がございましたように、一番重要なのは増殖で。増殖が成功しなければ市民に広まることはありませんので、そこをとにかく私どもも重要と捉えております。

○委員（蔵原 勇君）

国分中央高校での苗木の育て方、そしてこの前団体の方とも話す機会があったわけですが、水の管理をしっかりしないと一般の方への普及というのは厳しいのかなと思うのですが、団体からその辺の要望・指導はありましたか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

確かに国分中央高校で挿し木等の増殖を試みているところでございますが、その過程は確かに難しいと認識いたしております。ただ、それがある程度の年数になって、販売された形での苗木となりますと、私も能登に行った際、あれは3年ものだったと思いますが、購入して自分の庭に植えておりますが、しっかりとした育て方が分かりさえすれば、比較的順調に育つと思っておりますので、市民の方々が育てるに当たっては、苗木さえしっかりしていればうまくいくと考えているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

先ほど人的支援という話をさせていただいて、そういう現場での支援という意味では国分中央高校生が行かれたことがあるとかというのが一つ、それから人的支援ができることがあるのかどうか、現場作業という意味で、その辺をお聞かせ願えますか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

実際私どもが事務的支援というか、実際作業いたしておりますのが、この市役所の前に能登から持ってきたつつじがございます。これに対して、ある一定期間、下草の除草をしたりとか、水やりをしたりとか、そういうことに対して環境衛生課の職員が必要な作業を行っているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

そこは分かりました。古木といたらいいのですか、自然に生えているとは言わないですが、お住まいの方がいないという所につつじが生えていると。そういったところの人的支援ができるか。何かそういった方法を考えておられるかということですのでけれども。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

確かに保存調査会の方と話をするとき、空き家になったところに古いつつじではなかろうかということもお聞きいたしておりますが、それらについて、市のほうで、今、直接関わっているということとはございません。ただ、今後、市が関わるにしても個人の財産にどのように関わっていくのかということと、いろんな難しい問題も出てきようかと思っております。それで、保全調査会は現在15名ということですが、これとは別にキリシマつつじ保存会という比較的若い方がいらっしゃる保存会がございます。これは10名の方がいらっしゃいますが、この保存会の方々には、今年度、共生協働課の事業として、補助金も出ているのがございますので、こういう霧島連山希少植物保全調査会とキリシマつつじ保存会との連携というのも人的な部分で不足しているところを補えるのではないかというふうにも

考えているところでございます。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

委員長より確認します。国分中央高校の子供達をそういう現場に派遣するという事は教育委員会としては協議をしていないということですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

クリスマスツジの増殖の指導をされている先生のほうで、そういうような計画をお持ちということは聞いたことがありますが、教育委員会としての正式な考え方とは捉えておりません。

○委員（蔵原 勇君）

ここにおいでの上元さんを7階で見たのですが、7階のツジの水の手入れなどはどうしているのですか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

3年から5年生の鉢植えのものを置いているのですが、今のところ毎日水やりをしているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

あれはクリスマスツジなんですか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

あれは能登から送ってもらったクリスマスツジになります。

○委員（宮内 博君）

古い民家などに現存しているものが市内のあちこちにもあるということですが、自然界の中でそれを見るということが難しいと。それで紹介いただいたのは、新燃岳の裏にそういうクリスマスツジと思われる集団があるということであったのですが、将来的には霧島の山にそういったもともとあった所に返していくという取組につなげていくということもあるのかなと、話を聞きながら感じたところですが、基礎的な調査といいますか、非常に人数が少ないということで、我々にも限界があるのですよというようなことをおっしゃっていたわけですが、その辺のデータ収集も含めたものというのは何か組織的な対応をしようというような議論がなされているのでしょうか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

このクリスマスツジがそこにあるかというのはクリスマスツジの花が咲いている期間というのが限られておりまして、非常に短い期間で、それを調査するというのはかなりの人手を要する。そして専門的な知識も要すると。場合によってはDNA鑑定をしないといけないというような状況がございます。その中で、それに関わる人材となりますとかなり限定されてくると思われますけれども、それにつきましては、これまでも霧島連山希少植物保全調査会のほうともそういう話はしておりますが、では市の職員がそういう限られた期間の中で、しかもこのクリスマスツジが咲いておりますのは、大体4月頃でございますので、新年度、当初、繁忙期の時期に一週間くらいそこに調査に出れるかという問題もございますので、どういう方々に調査をしていただければいいのかというようなことが出てき

ますので、その調査については今後詰めないといけない部分だと認識いたしております。

○委員（宮内 博君）

確かに保存会の方たちも期間が限定されていると。それで、花が終わってしまうとなかなか見分けが付きにくいと。それゆえに人数が少ないのが更に問題だというようなことであります。市役所の側からすれば繁忙期に、まだほかの仕事もいっぱいあるよという話ですよ。だから双方そういう思いはあっても期間が限定されるという条件があるので難しいということなんですけれども、それは今後、どういうふうに関わりを持っていくのかという点で検討をしていかなければいけない課題の一つではないのかなと思いますので、語ろかいの中でもそういった取組をしていく中で、一つの大きな課題にはなっているような話でございましたから、そのところはお伝えしておきたいと思います。

○委員（植山利博君）

キシマツツジを市の花とか木にどうだろうかと。市長もそれらしきニュアンスのことを言っていましたから、そういうことの検討がされることあるのか聞かせてください。

○生活環境部長（小野博生君）

このキシマツツジですが、見た目も真っ赤で魅力的な花でございますが、市長のほうも今のところ、このキシマツツジを市の花にできないだろうかというのは、私どもも含めて全体の中で検討してくださいというのがありました。私たちとしてもまずは、今は広めることが大切なのかなと。そして市内でどんどん広まってきて、市の花として、今はこうだけれど、どれがふさわしいのかという議論が必要だと思いますので、その下地をちゃんとつくって行って、将来的に議論が必要であれば、そのときに市の花に入れるべきかどうか検討していただければと思います。現時点ではすぐにという状況ではないと思っています。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

ないようですので、質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後1時20分」

「再開 午後1時30分」

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議員と語ろかいで「NPO法人生命の貯蓄体操普及会」及び「霧島市老人クラブ連合会」の団体の方より御意見を頂きました。その御意見を受けて、今回「医療費抑制、健康増進へ向けて、今後の保健事業の拡充及び地域包括ケアシステムの構築について」というテーマで執行部へ質疑をいたしますので、それに対する答弁を頂きたいと思います。

○委員（宮内 博君）

環境福祉委員会では老人クラブの連合会と命の貯蓄体操普及会の2団体と語ろかいを開きました。いずれも医療費の抑制でありますとか、あるいは健康増進に向けての取組、更に介護保険事業の新たな制度改定による組織化などが話題となったところではありますが、その命の貯蓄体操普及会というのは民間団体ですけれども、最初の取り掛かりが、すこやか保健センターの保健師さんからのアドバイスによって、事が始まったと。そういうことでの紹介を受けたところだったわけですが、中でも具体的にその継続して柔軟体操をやることによって、元気を取り戻したという体験談を幾つか聞くことができたということです。そして具体的には、それがデータとして医療費の抑制といえますか、そういうものにもつながっているということで、資料的にはそんなに新しいものではなかったんですけども示されたところです。市としても健康づくりの事業については、意識的に取組はしているんですけども、それらの取組をいかに支援をしていくのかということでの問題提起だったのかというふうに受け止めているところですが、まずは、そのような取組をしている市内の団体とか、そういうものがいかほどあって、どんな取組をしているのか御紹介いただければありがたいです。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

命の貯蓄体操につきましては、私どもの資料も語ろかいの前にお配りをしたかと思うんですけども、最初にお知り合いになるきっかけは、我々としては、保健師については、旧隼人町等できっかけがあったと思いますけれども、合併後は平成22年10月頃だったと思うんですけども、代表の隼人支部長さんが見えまして、私が保健福祉政策課長時代に、健康福祉まつりの所管をしていたものですから健康福祉まつりのことということでお見えになって話をさせていただきまして、皆様方が、この前語ろかいでお知りになったようなことを我々も知ったわけでございまして、そして何らかのお手伝いをして差し上げたほうがいいだろうということもありまして、その年の健康福祉まつりの実行に図ってこういう健康に良い体操をされているNPO法人でもあるので、健康福祉まつりというものにはふさわしいんじゃないかということで提案をさせていただきまして、実行委員会の方々に議論をいただきまして、平成22年度、日にちになりますと平成23年2月6日開催の第4回健康福祉まつりから、ブースに出展という形をお願いをしているところございまして、それ以来ずっと連続して出ていただいており、体操がなかなか独自のものであられるようで、興味のある方が大分お集まりいただいているようでございます。その団体の母体については、一定の期間、ある財団法人からも支援を受けていたということもございまして、行政として、例えばラジオ体操みたいに積極的に広くというのはなかなかNPO法人であっても、一つの個性のある団体ということもございまして、ちょっとそこは遠慮をさせていただいているところです。そのほかのこういった健康づくりの団体については、今すこやか保健センターの保健師にも聴きましたが把握はしてないようでございます。結論を言いますとこの方々は、平成22年に積極的にあちらのほうから市に対してアクションがあったということでございます。

○委員（蔵原 勇君）

先日老人クラブの代表の方とお話する中で、会員が増えないということを現状と課題ということで聞いたのですが、役員に成り手もないと。そして人数が少なくても多くても補助金が同じだと。これについては検討できるのですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

蔵原議員から御指摘がございました老人クラブ連合会につきましては、やはり会員がなかなか増えないと。その一つの要因として、60代前半の方に声掛けをするんだけど、なかなか加入してもらえない。役員になりたくないとか、やはりそのイメージとして、ちょっと老人クラブというのがどうなのか、我々の親の世代からするとかなり60代70代といっても、若い、ずっと健康でいらっしゃって、バリバリ現役という感じもしますので、そこらあたりもあるのかなと思ったところでございますが、その予算面についても30名以上の団体でないと、補助の対象にならないということもあって、そういった30名に満たない組織にも補助金の交付をということで、そういった組織は、今いないそうなんですけれども、27年度から30名以内であっても、弾力的に補助金を交付できる方向で対応しているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

人数に関係なく5万円ということでしたので、それはいかがなものかと、その見解をお願いします。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

あくまでも補助金についての数的単位と申しますか、これは国の的確な捉え方ではないんですけれども、大まかに30人以上が活動ができて、本来の姿であろうということで、30人以上というのを打ち出しているわけなんですけれども、これまでの霧島市もかなりあったのが、会員が減ってきて、解散したり若い世代に引き継いだりとかいろんな形で減ってきております。私どもがいうのはおかしいんですけども、補助金を目当てにという表現で言うとおかしいんですけども、地域で、もともと合併みたいに大きくなったところが、基の姿に戻って、地域別に仕事とか老人クラブの活動をしていきたいということで、分かれることには何も問題ないと思います。それが、30人と30人で補助金が二つに分かれるということに関しても、何も問題ないと思っております。

○委員（蔵原 勇君）

60人届出があっても本当に活動しているのは30人とか40人だということも聞いたのですが。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

あくまでも今のところ30人以上の老人クラブに補助金を出しているところでございますので、80人が30人と50人とか分かれても、名前がきちんとについて、単老として活動いただければ、そこは問題ないと解しております。ただ、補助金の話で不公平感というお話が出ておりますけど、そもそも補助金というのは、その後に付いてくるもので、活動に対して、その活動の一部を補助しましょうということですから、最初から補助金で入りますとややこしくなります。以前、30人を切り出した時期がありまして、平成22年度の頃、それぞれの単組の方々にアンケートというか話をお伺いしながら、多いところ、少ないところ、それぞれメリット・デメリットがございまして、話をずっとやっていった関

係で、そのときに減っていく分、増えていても先ほどの話のように活動に参加する人もいなくて、名目的に名簿上はたくさん載っているだけとか、若しくは、それよりもかなり少ないところが頑張っているとかがあって、そのときに補助金の在り方を人数に合わせて変える方法はないのだろうかといういろんな御質問や協議をさせていただきました。もともとの補助金、先ほど申しあげましたけれども補助金が活動に対してですから、それを人数で割ったら形が変わってくるので、現行の30人になったときに、これでいきましょうということでもさせてもらっています。30人以下になって、解散したところもあれば、ほかの形をとって、若い方々の世代と一緒に地域で頑張っていच्छるところがあったりと、いろんな形で活動されて、現在、社会福祉協議会にお願いしながらやっているんですけども、30人以下ということで活動しているクラブはないということで、委員会の皆さんとお話になったときは補助金の話が出たかもしれませんが、私どものほうに補助金については話が出ておりませんので、そこは真摯に受け止めながら将来に向かって検討させていただきたいと思います。

○委員（徳田修和君）

関連で全クラブ活動ということで御質問をしたいんですが、今、補助金のお話に出てきましたけども、補助金とうよりは活動のほうをしっかりと見直していかないといけないのかなというのは説明を聞いていて理解をいたしました。そこで、老人クラブとしては、今まで安否確認であったり、外出支援だったりの活動を続けてきたということで、この経験を生かした介護予防であったりとか、生活支援サービスの担い手として、行政等とも連携をとっていけるような活動ができればというような意欲を見せられていました。市として老人クラブの活動をどのように認識されていて、例えばこういう老人クラブの方々というような活動というのが何か検討できるものなのかお示してください。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

介護保険制度が始まってから、これまで専門的職種の方々がお世話していた部分が、今度からは改正によりまして、地域包括ケアということで、総合的に今後支援をしていく予防の部分で、訪問介護と通所介護の部分を地域のボランティアや老人クラブの方々でも、いろんな方々、NPOとか、それから民間の会社等でも介護の専門職じゃなくてもできることがいっぱいあるんじゃないかということで、買い物のお手伝いだったり、家の洗濯だったり、ごみ出しだったりいろんなことで、今まで介護職の専門でなくてもできるものがいっぱいありますので、そういう分野をお手伝いできる方々、ボランティア、若しくは専門的なものが必要な部分には、今までどおり専門的な方々にしてもらいますけれどもということで、地域包括ケアを進めていこうというものがございます。その中で、私ども老人クラブ全体を捉える必要はないんですけれども、今、5人以上のグループをつくっていただいて、それに65歳以上の方が半数以上含まれたグループを登録していただいて、その方々が、高齢者のそういう見守りだったり、いろんなお手伝い・ボランティアをしていただいて、1時間以上1日していただければ、それに1ポイント差し上げますよというポイント制度をしております。1ポイント1,000円に換算できまして、1年間6万円を上限としていますけれども、そこまでグループにお支払いできるという制度を始めました。これは当然、老人クラブには打って付けなんでしょうけれども、クラブ自

体が選択するとまた複雑になのか、またそういう中で、5人ぐらいでメンバーをつくるというのが難しいのか、なかなか手を挙げてくださるところは少ないです。老人クラブのいろんな会合等に行って、御説明はしたのですが、それほど登録者が出てきていないというところがございます。

○委員（宮本明彦君）

お話があった中で、前は社会福祉協議会の方が事務局を一部担っていただいた部分もあったけども、そこも引き離されて、自分達で事務局をやるようになったと、そういう面で社会福祉協議会ともちょっと距離が出てきたかなというお話もありました。そういう中でできたら役員の成り手がないと、会計なんかは特にないってというようなことで、もう一回くっつけられる方法がないかというようなイメージもありましたので、その辺、事務局と言ったらいいのか別の社会福祉協議会で別な組織になるかもしれませんけども、その辺のお考えとか方向性があればお知らせください。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

社会福祉協議会がまったく離れたわけではございませんで、連合自体の事務局を社会福祉協議会が実際されておりまして、その補助金等につきましては、当然連合の中でそれぞれの単組分を計算した分は出ますし、連合自体にいろいろな組織の活動、老園への支援の関係であったり、バス借上げの関係であったりとか、補助金を連合に出しているわけですけれども、それぞれの単組の事務ということであると、昔、それぞれの総合支所のある地域で、役場で事務局みたいなことをしていたりとかいうのもありましたけども、そんなに難しいことではないので、そういうことはしていただいて、それぞれの活動をしていただいたほうが、任せたとすると自分たちの活動が、見えない所に進んでしまって、ただ案内が来たから行くというようになってしまうので、皆さんが話し合っ、難しいことをする必要はないので、単老の事務局はそれぞれ皆さんに担っていただくのがベストだと思っております。

○委員（宮本明彦君）

確かに役員の成り手もないということで、役員報酬っていう件で、もうちょっとなんとか上げることができないかなというようなお話もありました。今の補助の状態だったらできないっていう部分もあるでしょうけれども、先ほど蔵原委員のお話の中では、80人いたのが分割してというお話でした。30人以上であればはっきり言って何人であっても補助金は一緒であると。少ないほうは、何とか出るような形にしたいというお話ありましたが、多くなるほうに、組織をまとめていったほうに対して、人等割りといったらいいですか、その分まとめる機会も多くなりますから、そういった反対の方向での補助金の在り方について検討されたことはありませんか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

ございませんとおっしゃればそれまでなんですけど、実はこれまでの流れで、ほかの障がい者団体など、ほかの団体がございます。国もそうですし、いろんな部分を一緒にして、一つにまとめて、全国的なレベルで、今、そういうふうに大きくしようと、小さいのがたくさんある部分をまとめていきましようという動きがありまして、私どもも補助金等についても昔から何でもかんでも補助金を出せばいいっていうことを見直しましようということで、それに支援が必要であれば補助金が必要だとい

う考えからいきますと30人いるから補助金を出すという考え方はそろそろ捨てないといけない時代が来ているのかなと思っております。ですから、先ほどの回答で考えておりませんといいましたが、その方向ではない別な方向を検討する状況でございます。

○委員（植山利博君）

今、お二人から補助金のお話が出ていますけれども、前回、議員と語り合いの中で、確かに補助金のお話が、かなりの部分を占めました。私はそのときに「団体の運営補助というのは、いつまでも無意味にばらまき方式で続くものではないですよ」と、霧島市の補助金というのはサンセット方式でありますので、運営補助がいつまでもあるという考え方は見直してもらう必要がありますと、ただ、その団体やグループが、霧島市の政策目標に向かって、活動をされていて、その活動に対して支援をしなきゃいけないというような場合に、運営補助なり事業補助が付くものではないですかと。だから活動内容を充実してくださいというような話もしました。ただ、その中でも30人という団体に5万円なら5万円という補助金はいかがなものでしょうかと私も言いました。だから組織が40人の団体であったり、50人の団体であったり、60人の団体であったりすれば、1団体当たり例えば今5万円なのを3万円にして、あとは一人当たり単価で100円とか200円で積算をして、団体としての補助も、人員構成としてのスケールの中での補助も合理性があるような形ですべきではないですかと。私もそのことについては執行部に対して何らかの働き掛けや取組をしますよという話をしました。ですから、老人クラブの方々は、地域包括ケアシステムの中で、何らかの役割を担いたいと、活動が地域に貢献している我々も社会に必要とされている個人であったり団体であったりということを実感できるような活動をしたいと強く思っておっしゃるところですから、そういう思いをきちんと受け止めて、この前もおっしゃったのは例えば声掛けであったり、ごみ出しであったり、買い物の手伝いであったり、そういうことも積極的に取り組んでいきたいと。新地域支援事業ですか、そういう中の歯車の一つとして老人クラブとして、活動をしたいということをおっしゃっていましたので、その辺をしっかりとコミュニケーションをとって、今後の地域包括ケアシステムの中で、取り組んで活用していくということはどっちにとってもいいのではないかと思いますのでいかがですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

おっしゃるとおりでございます、当然ボランティアという部分とそのボランティアをする部分に対して、報酬等を支払う部分も出てきます。それになりのお仕事をさせていただくと当然、報酬が発生すると考えておりますので、今おっしゃったことを踏まえて、老人クラブの皆さんが、いろんなそういう介護等の分野だけではございませんで、いろんな分野がございます。今、地区自治公民館等でやっているようなことの中には老人クラブの方々ができることもいっぱいございますので、いろんな部分で市の補助金ではございませんけれども、この活動に対してという部分なんかも出てきますので、老人クラブにこだわらず、やっていただければと思います。それと、先ほど私が、いろいろ補助金のことと考えてはいないというようなことを申しましたが、平成23年の頃、いろいろ一人とか、5人単位でとか、人数の上限で、5万円を基準として、そこから何人減ったら幾らくらいで、人数が

増えていったら幾らくらいという試算をしております、そのときにデメリット・メリット、いろいろな意見がございまして、結局それが採用されずに、今に至っているわけですが、植山委員がおっしゃいましたように老人クラブの方々にいろんな活動を見つけていただいて、私どもに御相談くだされば一緒になって考えていければと思っているところです。

○委員（植山利博君）

老人クラブの方々も、本当に元気で、いろんな活動をしたい。ゲートボールとかそういう趣味だけではなくて、生きがいを持てるような活動もしたいと思っている。つくづくそう感じました。ですからよく調整・協議をしていただいて、このポイント制の、こういうこともしっかりと啓発をしていただいて、両方が納得の上で、限られた財源が有効に活用されて、うまく地域ケア包括システムが機能するような取組をぜひ求めておきたいと思います。

○委員（宮本明彦君）

老人クラブの方々には本当に元気な方で、ますますいろんなことに取り組みたいという方ばかりでした。命の貯蓄体操の団体の話にいきますけれども、会員の方が100名おられて、皆さん健康ですよというお話をされてきました。以前、病気を患っていたけれども、この体操を始めることによって、健康になったというお話でした。そういう中で、国保なり、医療費との関係ですが、本当に命の体操が医療費削減に向っているのかどうか、例えば、ほかにもスポーツ支援員でしたか、そこに参加されている方々の医療費が、本当にそこに参加されていたら、病気にかからない健康な方だと言えるのかどうか、語ろかいの中で、会員の名前を借りて、医療費の中から層別する形で見ることも可能ですかという話をしたら、ぜひ使ってくださいと。私たちの名前を使ってくださいというようなお話もあったんですけれども、例えば、市のほうで、どういう活動をされているから医療費が少ないとか、こういうところの団体に属しているから医療費が少ないとか、こういった何もやっておられない方はちょっと高めの傾向があるよとか、そういったデータに使えるのか使えないのか、またはそういうデータはお持ちで、調べたことがあるのかどうかというのをお聞かせください。

○すこやか保健センター所長（早瀬秀子君）

今、宮本委員から出ました関係の体操とかっていうところの関連というのは、国民健康保険のデータしかありませんので、そこと絡めてどうできるのかというのは私どもは聞いたことがありませんので、今後、そういったところは国民健康保険グループの担当と話をしながら、聴いていく必要があると思いますが、国民健康保険グループで把握している、今やっている健康保険指導などが、受けた者と受けていない者の外来の診察料、それから一般外来の1件当たりの外来医療費というもの、それから入院費というのはリンクさせることができ、そのデータについては、20年度からずっと国民健康保険グループが取ってくださっているのですが、やはり受けた者のほうが医療費を削減できているという事実は表として出てきますが、そういった体操については聞いたことがなかったです。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

補足で申し上げますと、今回の一般質問でも、特に健康増進に関わる質問を頂きまして、中村委員

や宮本委員からも例えば歯のフッ化物洗口の効果の検証とか、いろいろ御指摘を受けまして、我々のほうも国保の保険者、市がそういう立場ですので、国保のデータしかございません。社保とかはございませんけれども、例えば国保のデータで今あったような、できうる限りの検証の方法を模索して、例えばフッ化物洗口であれば、フッ化物洗口に取り組んでいる幼稚園・保育園の地区にある小学校の子供たちと取り組んでいない地区の小学校の子供たちとを比較をするとか、最初からできないというのではなくて、検討する必要があると思ったところです。そうすると、今お話にもあったように体操をしている人とか、個別でずっと探っていかなければならないところもございますので、個別となった場合にどれだけの絶対数を調べれば、一つのデータとして立証し使えるのか、そういったこともございますので、今後は国保の担当とも検討しながら進めさせていただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

NPO命の貯蓄体操普及会、このような健康増進につながるような、活動、体操、運動、レクリエーションをしているような団体は、どれくらいあるかといったら、調べていないという答弁でした。それで、この団体の方々は教育委員会の所管ですか、生涯学習課の公民館講座に申し込みをするけれども、なかなか空きがなくてできないと。私がそのときに公民館講座という形でなくて、健康増進課という形で、今の保健福祉部などと協議をされて、そういう勉強会というか、そういう活動の取組だということで、協議をされたらどうですかということをおっしゃったけれども、例えば歩こう会とか一人一運動ということを推奨しているわけですから、そういう健康に向けて、いろんなスポーツに取り組んでいる団体とか、そういうものは掌握される必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

健康づくりのための体操、運動というようなものは、保健福祉サイドでいけば、介護予防等に主につながるという意味で、運動普及推進員さんの健康生きがいがづくり推進モデル事業等の各地域における活動が主でございます。ただ、今、御指摘のございましたように、体操を通じて健康づくりというのは効果があると言われておりますので、どういった組織がそういった健康づくりに取り組んでいるのか、それは調査の必要があると思います。公民館講座等で太極拳とか、その手のいろんな健康づくりに関わるものはございますので、やはりそれについては市民の方々の選択肢というものもございまして、市がこれに特化してということとはなかなか難しいんじゃないかと思いますが、したがって、我々保健福祉部といたしましては、現在の運動普及推進員さんたちが各地区で行っていらっしゃるユニークな体操を集めるDVD作成に取り組んでおりまして、その経費も現在、始良地区医師会が3年がかりで取り組んでいる県の在宅医療推進体制づくり事業ですか、その事業費をお願いして、市の予算は伴わないものをお願いしているところでございます。合併10周年に当たりますので、やってみようかなと思っています。

○委員（植山利博君）

特定の団体のいうことではなくて、今、私が言ったように健康増進課につながるような活動、先ほ

ど宮本委員の中でも出ました、そういうそれぞれの活動が果たしてその医療費削減につながっているかどうかの検証まで含めて、効果があるものなのかどうなのか、例えば生活習慣病の改善につながるのかどうなのか、そういうことを含めて、一定のデータを集める。そして、そのデータを生かして医療費の削減につなげるというような取組が必要なのではないかなというふうに思ったところです。よく医療費の通知のはがきが来ます。このこともいろいろ議論しました。このことが医療費削減にどうつながるのかと。例えば自分が使っている医療給付費の中で、どれくらいのお金を使っているということが医療費の削減につながるんだというようなことも、これまでも聞いておりますけれども、あのはがきを出すことがどういう効果を生むのか、やはりコストも掛かっているわけですから、例えば高齢者の方で、1年間医療費がゼロの方に何らかの御褒美というか、ちょっとした記念品を出すような事業があってもいいんじゃないのというも、この前の語ろかいの中で出たところです。ですから、やはりそういうような知恵や工夫も医療費削減にどういう事業が、どういう取組につながって、霧島市民の健康増進・健康寿命の延伸が実現できるかという知恵と工夫をする必要があるのかなという気がしましたけれども、そういう取組をぜひ、今後していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御指摘のことは十分理解できます。医療費削減となりますと、一、二年でできる問題ではないので、今御指摘がありましたような健康づくりのために取り組んでいる方々の、例えば今年から始めるとして、十年後の医療費がどうなるのか、そういう個別データで追えるのかどうか、そこも含めて検討する必要がありますと思います。やはりそれがいろんな事務事業は全部ですが、PDCAというサイクルでやっていかないといけないと思いますので、それは素直に受け止めて、実現できるような形で検討したいと思います。

○委員（植山利博君）

この前も国保税の議論を関係団体としたところでした。そのときにも私は唯一市民の努力によって下げられるのは国保税ではないですかねと。やはり市民自身が健康になって、もちろん適切な、合理的な医療はきちっと受けた上での話ですけれども、病気をしないことが国保税の削減につながるわけですから、市民にもそういう意識をしっかりと持ってもらうことと同時に、例えばデータが少ないのであれば、県レベルで例えば1日どれぐらいの運動をしている人たちがどれぐらい健康なのか、どれぐらい医療費を使っているのか、もっと言えば全国レベルでアンケートなり、データを取れば、まだ早く短期間にそのことの因果関係がつかめると思いますので、近い将来県が保険者になるということですので、県にもそういうような働き掛けをしていただいて、しっかりとデータに基づく事業展開を考えてほしいということを求めておきたいと思います。

○委員（中村満雄君）

学校では歯科検診をしているわけですよね、それで以前うかがったときに、幼稚園から学校へ行ったときの継続的なことはしにくいという話でしたけれども、小学校の歯科健診のときに、あなたは幼

稚園のときにフッ化物のうがいをしていましたかと一言聞けば、それで丸を付けていけば、幼稚園でうがいをしてきた子供としていなかった子供との比較はできるはずです。ぜひともそういった方向で、部長がおっしゃったPDC Aサイクルとかをチェックしないとイケない。それは効果があったのかとかを確認しないと無駄な事業をしているんじゃないのか、そういったことがあるかもしれません。そういったところの確認というのをしっかりすべきだと思いますが、いかがですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

そのとおりでございます、今日の所管事務調査のテーマが医療費抑制・健康増進へ向けてということですので、やはり我々保健福祉部、そして健康増進という名前がついている所管でありますので、やはり健康増進、つまりは予防、そういったものを通じて医療費抑制に、あるいは介護予防に取り組んでいかなければならないと思います。そして今、御指摘のあったように、やはり事務事業が本当に効果があるのかというのは、検証が難しいとか、できないとかというのを先に考えるのではなくて、やはりどういう方向があったら検証できるのかというのは、PDC Aサイクルの前にやはり我々で、まず、今までの反省を踏まえて、こういうやり方でやろうということも必要かなと思います。

○委員（宮内 博君）

環境福祉常任委員会では高山市に行政視察に行き、データベースのことを学び、そして語ろかいで健康づくりの体操に取り組んだりしている団体と交流する中で、私自身は大分意識を高めることができたんだけど、大体共通の認識に皆なっていたような感じを受けました。先ほど来ありますように、化学的にこの事業を提案したり、取り組んだり、補助金を出したりしている中で、それが効果としてどう結びついていくのかというのを検証するのってというのが大事なんだっていうのを学んだわけですが、これが健康づくりの団体から頂いた資料で、こういうふうな棒グラフで、医療費の比較をしているわけですよ。だから民間団体で実際にこういう作業に取り組んでいるということもありますから、できないことはない。特に健康づくり生きがいモデル事業などは早くから取組をして、全市的これが広がっているということなども既にあるわけですから、あとはそれが実際にどのような健康づくりにつながって、結果的に病院に行かなくてもいいような、そういう取組に広がったのかということが検証できるような仕組みというのが必ず役に立つと思いますので、まずは健康づくり生きがいモデル事業などから検証作業に入るといことは、既に事業が実施されていますから、可能ではないのかなというふうには思ったりするんですけど、いかがですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

健康生きがいづくり推進モデル事業及びそれに続く地域健康生きがいづくり事業については、全市的に取り組まれている状況でございます、ただ、御指摘がございましたように、それがいったいどういうふうな実際の効果が出ているのかということにつきましての数値データとかは、まだ現在どうやって推し量るべきかというのは、まだ結論を見ていないところです。ただ、最初の5年間の健康生きがい推進づくりモデル事業は、地域における健康生きがいづくりの意識付けというのがありまして、ですからそういった5年間で取り組んできたところに対する保健師が一人一人張り付いた場合に、や

はり、そこで人脈とか、それからいろいろ交流も行われるわけですので、5年が済んだところについては、地域健康生きがづくり事業に取り組むところは、そういった人脈、それから環境をそういうふうによく理解した保健師がいるわけですので、今度はある程度のテーマといいますか、特定検診率の向上とか、具体的目標を持って取り組みやすい環境ができているわけですので、積極的に入っていかなければならないと思います。ただ、数値データについては、先ほど申し上げたように、どういった数字を用いれば検証ができるのか、そこら辺の制度設計からきちっとまとめないといけないかなと思います。そこには、鹿児島大学にも研究機関があるようございますので、また、そういったところとも連携をさせていただいて進めればと思っています。

○委員（宮本明彦君）

先週の一般質問では老人クラブに農業をやらせて、稼ぐ老人クラブにしてよということ、強引な答弁をしていただきましたけれども、CCRC構想の中で、放課後児童クラブであったり、放課後子ども教室ですか、そういったオープン型といったらいいのですか、地域の子供達のところにも高齢者の方々が入って行ってとか、あとは社会活動とか、生涯学習課、こういったところの主体的な存在として、高齢者の方々に活動していただくということも考えられているようですけども、本当に老人クラブの方々が、そういったCCRC構想の一員としても活動できる場が提供できる、システムが提供できるということを、今検討されているということによろしいでしょうかね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

いわゆる移住といいますか、元気なうちに都会の方々に地方とかに移住していただいて、魅力ある地域に住んでいただいて、その地域で今、委員から御指摘があったようないろんな活動に取り組んでいただくという構想だと思うんですけども、前回の6月議会の中村委員の質問にお答えしたと思うんですけども、我々、保健福祉部の地域の高齢者に対する考え方、あるいは高齢者福祉に対する考え方は、あくまでも住み慣れた地域、家に可能な限りずっと引き続いて住んでいただく。そのためには地域で、介護、医療それから生活支援のサービスを提供していくという地域包括ケアシステムをつくっていただくというのが一番の目標でございます。そういった意味からするとこのCCRC構想は、そういった目標、理念でつくっている市町村同士であってはちょっとどうなのかなと。ですからその質問の時にお答えしましたように、都市部で地価が高かったり、介護の専門サービスの人的確保が難しかったということで、最初は首都圏近辺で行われた発想のような気がいたします。そういったことから決して受け入れないということではないんですけども、やはり地域実態がそういった、将来どうなっていくかという不安を抱えながらあるところではございます。ですので、今のところは先ほど来ありますように、現在、霧島市という地域にある地域資源、老人クラブとかNPO法人とか、民生員とか、そういった方々に地域包括ケアシステムづくりのお手伝いをさせていただくという考えではいるところです。そういったところから見ますと、例えば、具体的に構想がありますのが溝辺地区においてシルバー人材センターの方々と協働・連携して児童クラブの保育活動できないか、昔取った杵柄で、書道や音楽を教えていらっしゃった方々もいらっしゃるみたいで、かなり意欲を見せられて

いる方々もいらっしゃいますので、まずはそういったところから、どちらも双方、高齢者の方も生きがいくつくりになる、それから子供達にも保護者にとってもいい子育て支援になるというようなことができればと思っているところでございます。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので保健福祉部の所管に関わる所管事務調査の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後2時25分」

「再開 午後2時30分」

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。続きまして自由討議に入りたいと思います。議案第60号霧島市印鑑条例の一部改正について何か御意見はございませんか。

○委員（中村満雄君）

法律の整合性をとるんだってことは理解します。しかし懸念しますのがカードの使用によって不幸な目に合う方がいらっしゃったら気の毒だなと。私も10年先は歳を取って同じような目に遭うかもしれないなと思っています。所詮人間がつくったシステムであって、絶対データが漏れないということはありません。情報が漏れたときに被害が甚大になるとか、お年を召した方の人生そのものが破壊されるとか、そういったこともあるかもしれないと、そういったことがないような絶対的な配慮、1件でもそういったことがあってはいけません。大半の人は便利になると、メリットがあることは分かりますが、霧島市内でそういう不幸な目に遭われた方が一人でも二人でもいらっしゃったら、その制度そのものが失敗だという気持ちを持っております。

○委員（宮内 博君）

今回の条例改定というのは法律の制定を受けて行われるというのですが、委員会の質疑の中でも申し上げましたけれども、霧島市においては、マイナンバーカードについて役割分担が所管の部署で三つも分かれているという問題があります。ある部分については行政改革推進課で、ある部分については情報政策課、ある分については市民課ですよね。やはり事が非常に大きな問題を背景にはらんでいるという新しい制度だというふうに認識をしているわけですね。それで、指摘がありましたように、いかに情報漏えいを防いでいくのかということから考えると、責任が分散するような、こういう体制というのは、やはり情勢にそぐわないというふうには思うのですね。ですから部長のほうにも直接要請もいたしましたけれども、早くセキュリティの関係で、しっかり対応ができる体制の一元化といいますか、そういうものが必要だということを重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第60号の自由討議を終了いたします。次に、議案第74号、和解することについての自由討議に入ります。

○委員（宮内 博君）

今回の案件は、民間業者が許可を得ずに、山林を伐採をして、重機の入る道路を拡張するというようなことで、市民の財産である貴重なスギ・ヒノキの樹木が109本伐採をされたことによる損害賠償の請求の和解に基づいて提案をされたというものであったわけでありまして、実際に、伐採されたスギ・ヒノキの本数は既に証拠が残っていないわけですので、隣接する山林の40㎡当たりのスギ・ヒノキの本数から被害額を算定したということでありましたが、現地は急峻なところで、重機が入るために進入路が作られているというような状況でありました。市のほうは、この進入路の先に民間の方の所有地がなければ、市がこれを知ることができる状況ではなかったんじゃないのかなと思うのです。たまたま民有地が入っていたということで、山主が現地を訪れて、そして被害の状況が明らかになったという背景があるというのは委員会の議論の中で、明らかになったわけでありまして、こういう事案というのは、ほかでも起こり得る。そういうものだと思うんですね、ですから日常的に市の財産が、どういう状況にあるのかをどうチェックしていくのかということも新しい課題として、突きつけられているのではないかと思うんです。今回のこの事案を一つの契機として、そういった体制も含めて、再度庁内での検討が進められるようにしてほしいというふうに思います。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第74号の自由討議を終了いたします。続いて議案処理に入ります。議案第60号についての討論に入ります。討論ありませんか

○委員（宮内 博君）

私は議案第60号、霧島市印鑑条例の一部改正について反対の立場から討論を行いたいと思います。本条例は先に成立をいたしました法律の改定によりまして、新しく条例の改正を行うというものであります。本条例が制定されることによりまして、霧島市内のコンビニエンスストアにおきましても、多機能端末機によって住民票や印鑑証明をマイナンバーカードでも対応できるようにするというものであります。マイナンバー制度は、これまでも様々な議論がなされているところではありますが、各個人に付番された12桁の番号が、霧島市では本年11月に通知書によって、各世帯に届けられたのち、来年1月から2月には希望者へのカード交付が始まるという段取りになっているとのことであります。マイナンバーカードの目的は住民基本台帳や地方税、国民健康保険などの住民の重要な個人情報を多数保有しております自治体がこれを活用して、利用範囲も拡大することによって、行政事務の効率化が図られるとされるわけでありまして、一方で個人資産の国の監視が強まるのではないかと、課税

が強化されるのではないかとの声が広がる中で進められているのも現実であります。何よりも大きな問題は、マイナンバーが民間にも広がることになれば大量の情報が漏えいするリスクが高まることであります。既に消費税率10%に引上げによる軽減税率適応もマイナンバーカードで行う計画が進められていることが明らかにされているところです。さらに問題なのは、内閣府が今月3日に公表した世論調査結果では制度の内容について知らないとの回答が5割を超えているということであり、制度が十分国民に知らされていない段階での制度実施には大きな問題があるということ、そしてそのような中での本条例の改定であるということを指摘いたしまして、討論とさせていただきます。

○委員（蔵原 勇君）

私は議案60号に対して賛成の立場で討論に参加させていただきたいと思っております。この議案については先ほど執行部から説明があったように行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い平成28年1月1日から、個人番号カードが交付されることからコンビニエンスストアに設置されている多機能末機で個人カードを利用して、登録証明書の交付を受けることを可能にするための条例の改正だと思っております。よって、私はこれについては賛成いたします。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

討論を終わります。採決します。議案第60号について、原案のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者5名、賛成多数、したがって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。続きまして議案第74号、和解についての討論に入ります。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第74号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第74号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。続きまして所管事務調査の自由討議に入りたいと思っております。まず市の宣言の見直しについての自由討議に入ります。

○委員（今吉歳晴君）

この前の被差別部落に対する誹謗中傷の件数は2万1,000件ほどという答弁をされていましたが、これにつきましては、被差別部落に対する誹謗中傷だけでなく、全て人権問題まで含めた数字ありますので、これについては、語ろかいいに出席されるにおきましては正確な数字を持った中で答弁していただきたいという思いを持ちました。

○委員（宮内 博君）

当日、人権を守る会のところでも、法務省が行った全国的な人権侵害事件に関する調査の結果については、それを基に私から、いわゆる部落差別を要因とした人権侵害と言える案件については、ずいぶん少なくなっているということを申し上げた経過があります。2002年3月に法律が失効して一般事業に移行をしている段階にあります。既に13年が経過をしているという状況になっているところです。あらゆる人権差別を範疇にして取り組むように進めていくということが、私は大事だろうと思います。関係団体の方々は、同和問題ということを経の中に入れてたいという気持ちが強いようでありましたけれども、やはりそれは事業の失効、そして一般事業に移行していくという時代の流れの中で逆行をつくり出すものにつながるということを強く懸念をしているところです。本市におきましても、ぜひこのところは十分配慮が必要であろうということを申し上げておきたいと思います。同和問題というのは地域に対する差別なんですよ。地域が限定をされるということが一つの差別の要因になると。地域あって、まず、そこにいるかどうか、そこで生まれたかということが差別の引き金になるわけです。ですから、私どもはそれを垣根というふうに言っているけれども、それを取り払って、水平平等にしていくというのが大事だということから、そのことを申し上げたということです。同時に関係の団体の方々から同地域の大学への進学率であるとか、公務員の数が少ないとか、そういう資料も示されたところではありますが、例えば生活保護を受けていらっしゃる方たちの高校・大学への進学率とか、そういうのと比べてもそんなに大きな開きがあるような状況にはなっていないというのが現状だということも再度認識をしなければいけないのかなとそんなふうに思っています。いずれしても地域を限定するようなそういう事業と申しますか、そういうものではなくて、他の人権問題、女性問題とか、障がい被害者の問題でありますとか、お年寄りに対する差別であるとか、そういうものと同じような形でやればよろしいのではないかと思います。

○委員（植山利博君）

今日の執行部とのやり取りの中でも、特別措置法は既に県のをなくして時間も経つわけですがけれども、部落差別を始め依然として差別があるという認識を執行部も持っていたようです。また、今後も一般事業の中で、部落差別を始めとする人権問題については、市としても政策的に取り組んでいくという旨の発言があったようですけれども、ぜひ、そういう形で、あらゆる差別が無くなるような取組をしてほしいと思うのであります。また市の宣言の中で、五つの宣言をしているわけですがけれども、この五つの宣言の中にうまく人権宣言を入れ込む宣言にすることは十分可能だというふうに思いますので、適当な時期にこの五つの宣言の中に、21世紀は人権の世紀とも言われております。この五つの宣言の中に高らかにですね人権宣言をうたい込むような形での表現をしてほしいと思います。

○委員（宮本明彦君）

議員とかたろかいの中で、人権を守る会鹿児島の方々のお話を聞かせていただきましたが、やはり数字には表れない悩み、どこにも語るができない悩みというのが多々あるというのを伺いました

た。ですから、確かに世間的には同和問題は無くなったと、こういうようなお話もあるようだけれども、やはり部落に住んでいたということだけでというような弱い立場の方々を守っていくというのが必要ではないかと思います。守るというのは、これからも引き続き教育、啓発を行って、一般事業の中で行って、人権を守っていくということが大事ではないかと思いますので、ぜひ、一般事業をきちっと続けていくということを明らかにしていただければと思います。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

次にクリスマスツジの現状と課題についての自由討議に入ります。

○委員（植山利博君）

クリスマスツジは非常に人の心をゆさぶるような真紅の色をしていて、霧島地域を発祥の地として、全国にクリスマスツジの名所もあるというふうに認識をしたところです。このクリスマスツジについては苗木からの育成に中央高校を場として、教育の一環、植物多様性の保存の一環として取り組み始めたところですので、このことはクリスマスツジを広める上においても粘り強い活動を続けてほしいと。そして霧島市内にこのクリスマスツジが溢れるような環境をぜひつくってほしいものだなというふうに思っているところです。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

クリスマスツジの自由討議を終わります。続きまして、医療費抑制、健康増進へ向けて、今後の保健事業の拡充及び地域包括ケアシステムの構築についての自由討議に入ります。

○委員（植山利博君）

今回、議員と語りかいで霧島老人クラブ連合会及びNPO法人命の貯蓄体操普及会の方々と意見交換する中で両団体とも健康増進、地域貢献、そういうことに非常に情熱的な思いを持っていらっしゃるなという感じを受けたところです。また市といたしましても、年々再々医療費は増進を続け、市の財政に占める医療・介護の金額が年々増える一方です。ですから市民一人一人が、やはり健康増進・健康寿命の延伸ということについては、私も今回の議員と語りかいを通じて、多くの市民の方が関心を持っていらっしゃるということでもありますので、市としてもその多くの市民の方々と連携をし、また健康増進に自らいろんな形で取り組んでいらっしゃる方々の連携をしながら、それぞれの取組がいかに健康増進につながっているのか、どういう形で現実に医療費削減に貢献しているのかというような基礎データを今後しっかりと集める中で、健康増進又は医療費削減につながる具体的な事業を見出しつつ、取り組んでいってほしいと、そのためには、やはり、しっかりとしたデータを集め、それを検証し、それを具体的な政策に反映することが重要であろうと思いますので、今後は全庁を挙げて、そういう取組をしていただきたいというふうに切に願うものです。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようでございます。以上で、保健福祉部関係の所管事務調査の自由討議を終わります。それでは、ここで委員長報告について、皆様方にお諮りをいたします。議案第60号、議案第74号についての委員長報告につきましては、委員長に御一任いただけますでしょうか。あと皆様方から付け加える点がございましたらお聞きをいたします。

○委員（徳田修和君）

議案第74号に対してですが、業者が申請を出したところは林務水産課でありました。やはりこういう案件は今後も出てくる可能性もございます。やはり申請が出された課等が最終的な責任を持って、所管するというのを求めて付け加えていただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

議案第60号についての質疑のやりとり、執行部が今後、まだこの運用にあたっては時間がありますので、市民の方々に、この内容、重要性、十分に可能な限り説明を致しますということでありましたけれども、本当にうまく活用すれば市民の方々の利便性の向上、それから窓口での業務の軽減化につながる非常に今後重要なシステムだというふうに私は認識をしております。ただ、非常に重要なシステムでありますので、この重要性を十二分に市民の方々に理解してもらい、また、この重要性も十分分かるように、きめ細かな説明と啓発をされることを強く重ねて求めておきたいと思います。

○環境福祉常任委員長（時任英寛君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

あと、所管事務調査についての報告でございますが、これは委員長が本会議場において壇上から報告したほうがいいかお諮りします。

〔「報告してください」と言う声あり〕

それではそのようにします。報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにします。行政視察報告書は皆様方から頂いた所管の分を簡単に取りまとめて、報告をさせていただきます。

〔「異議なし」と言う声あり〕

先日お配りした霧島市の河川・水路の水質浄化に関する報告書は、宮本委員と中村委員から付け加えてほしい文言が出ました。それと宮内委員からは宮本委員が付け加えたこの部分が入っているからいいということで、整理させていただきますが、ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではこの件につきましても最終本会議において報告をさせていただきます。皆様からほかにかありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

閉会中の所管事務調査については、生活環境部と保健福祉部の所管に関わる調査ということで提出をさせていただきます。ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上をもちまして環境福祉常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 3 時 0 9 分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委 員 長 時 任 英 寛